



平成26年 第5回定例会

会 議 録

(平成26年6月13日～6月27日)

枕 崎 市 議 会

平成 26 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（6 月 13 日～6 月 27 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容	
6 月 13 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第13号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告(日程第14号、第15号) 11 議会基本条例制定のための検討特別委員会の報告について 12 散 会	
		前 10:48	1 議会運営委員会	
6 月 14 日 (土)	休 会			
6 月 15 日 (日)	休 会			
6 月 16 日 (月)	本会議	前 9:30	1 再 開 2 一般質問(3名) 3 散 会	
6 月 17 日 (火)	休 会	委員会	前 9:26	1 総務文教委員会
6 月 18 日 (水)	休 会	委員会	前 9:20	1 産業厚生委員会
6 月 19 日 (木)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会
6 月 20 日 (金)	休 会			
6 月 21 日 (土)	休 会			
6 月 22 日 (日)	休 会			

6月23日(月)	休 会			
6月24日(火)	休 会	委員会	前 9:13	1 議会運営委員会
6月25日(水)	休 会			
6月26日(木)	休 会			
6月27日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程(日程第9号-第11号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第12号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程(日程第13号) 15 提案理由の説明 16 質疑、討論、表決 17 議案上程(日程第14号) 18 表決 19 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について 20 継続調査申し出について 21 議員派遣について 22 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 23 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成26年6月13日)

平成26年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成26年6月13日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	47	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
5	48	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	49	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	50	枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	51	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	52	枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について	〃
10	53	枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について	産 厚
11	54	公の施設の指定管理者の指定について	総 文
12	請1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願	〃
13	請2	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願	〃
14	報2	繰越明許費繰越計算書について	
15	報3	繰越明許費繰越計算書について	
16		議会基本条例制定のための検討特別委員会の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員

10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

8 番 城 森 史 明 議員

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成26年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、2番依積田義信議員、14番吉嶺周作議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成26年第2回定例会以降の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第13号までの10件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例3件、枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について1件、枕崎市公共下水道根幹施設の建設工事委託に関する協定について1件、公の施設の指定管理者の指定について1件、報告事項2件の計10件であります。

このうち、報告事項を除く8件について説明を申し上げます。

まず、議案第47号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、予算総額を98億5,390万円にしようとするものです。

地方債の補正は、消防署庁舎耐震補強事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、天体・ソーラー科学館施設整備事業などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第48号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し

上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、予算総額を44億7,374万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び特定健康診査等事業費の増額並びに介護給付費・地域支援事業支援納付金の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金、県支出金及び諸収入の増並びに前期高齢者交付金の減で措置いたしました。

次に、議案第49号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正により、法人市民税に係る法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の見直しがなされたこと等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第50号枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定しようとするものです。

次の議案第51号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法施行令の一部改正等に伴い、火を使用する器具等の取り扱いに関する基準を強化するほか、屋外における催しに係る防火管理体制の構築を図るため、所要の条文の整備等をしようとするものです。

次に、議案第52号枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

これは、枕崎市過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第53号枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定につきましては、枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第54号公の施設の指定管理者の指定につきましては、枕崎ヘリポートの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時46分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、依積田義信議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、畠野宏之議員、茅野勲議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第14号及び第15号の繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

○神園征市長 報告事項第2号及び報告事項第3号繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

これらは、3月定例会において議決をいただきました平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）第2条の繰越明許費、平成25年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費及び平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）第3条の繰越明許費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 次に、日程第16号議会基本条例制定のための検討特別委員会の報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議会基本条例制定のための検討特別委員長 登壇]

○吉嶺周作議会基本条例制定のための検討特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議会基本条例制定のための検討特別委員会の報告を行います。

本委員会は、議会の基本理念、議員の責務及び活動等を明らかにするとともに、市民と議会の関係、市長その他の執行機関との関係等、議会に関する基本的な事項を定める議会基本条例の制定に向け審査を行い、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として、昨年6月定例会において、議長を除く全議員を委員として設置されたものであります。

委員会は、当初、委員長に清水和弘さん、副委員長に私、吉嶺周作を選出いたしました。本年1月に委員長が議員を辞職されたことに伴い、第4回目の委員会において、委員長に吉嶺周作、副委員長に豊留榮子委員を改めて選出いたしました。

委員会は、条例の条文の検討においては、既に議会基本条例を制定している県下各市の条文等を参考に、①総則、②市議会及び議員の役割、責務等、③市議会及び議員の活動原則、④市民と市議会の関係、⑤市議会と市長等の関係、⑥自由討議、⑦委員会の活動、⑧市議会及び議会事務局等の体制整備、⑨議員の政治倫理、身分及び待遇、⑩最高規範性及び見直し手続、⑪前文のそれぞれの項目ごとに検討を行ったほか、市民と市議会との意見交換会の実施方法、さらには、議会運営の申し合わせ事項を含め、これまで6回にわたり審査・検討を行ってまいりました。

委員長報告では、これまでの審査・検討の経過並びに結果について、条例の検討に関して、取りまとめた条文の内容をもとに、その概要を報告いたします。

まず、総則の部分の条例制定の目的については、市議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより議会の活性化を図り、市民の声を反映する開かれた議会に努め、最終目的として市勢の発展と住民福祉の向上に資するものとするという取りまとめがなされました。

次に、市議会及び議員の役割、責務等並びに市議会及び議員の活動原則についてであります。

この部分では、まず、市議会は、公正性、透明性及び独自性を確保し、市民に開かれた議会とすること等を原則として活動を行うものとし、それに基づき、市の施策に対する市民の立場に立った監視・評価、市民の意見を市政に反映させるための政策立案・提言、専門的調査研究による政策立案機能の充実・強化、規則等の遵守、申し合わせ事項の尊重による信頼性のある議会運営に努めることを市議会が担う役割とすることといたしました。

なお、現在、全員協議会で行っております正副議長の立候補表明について、本会議においてそれぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けるとして、公職選挙法の立候補規定の準用のない地方自治法の規定に反しないかたちでの規定づけを行い、真に市民に開かれた市議会とす

ることといたしました。

また、議員は、議会が言論の府であること、合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじることや、自己の能力を高める研さんによって、市民の代表にふさわしい活動を行うこと、市民全体の福祉の向上を目指すこと、議決した事項は、市議会の意思として尊重すること等を原則として活動を行うものとし、それに基づいて、多様な市政の課題と市民の意向を的確に把握し、市民全体の福祉向上を目指すこと、政策提言能力等の向上のため、研修・調査研究に努めること、市民への情報発信に努めること、地方分権時代における議員のあり方について調査研究に努めることを議員が担う役割とすることといたしました。

さらに、市議会の責務として適切な判断と責任ある活動を行うことを、議長の責務として中立公正な職務遂行と民主的かつ効率的な議会運営を行うことを、議員の責務として市民の負託を受けて選出されたことを自覚し、資質の向上や誠実かつ公正な職務の遂行に努めること等を、それぞれ義務づけることといたしました。

次に、市民と市議会の関係についてであります。

市議会は、その活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないことは当然のこととあります。この部分では、市民参加及び市民との連携という観点から、委員会の運営に当たり、参考人制度等を活用することや、請願等を市民による政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者の意見を聞く機会を設けること、さらに、市民との意見交換の機会を設けることにより、市議会及び議員の政策提案機能の強化・拡大を図るものとする事といたしました。

ただいま申し上げました市議会及び議員の政策提案機能の強化・拡大を図り、そして市民に対する説明責任を十分に果たすための方策として、市民と市議会との意見交換会を実施することといたしました。この意見交換会は、全議員が出席し、役割分担のもと、その対応に当たることとし、開催回数、実施時期、テーマの設定の可否など詳細については、議会運営委員会で協議決定することといたしました。なお、本年度については、テーマを設け、9月定例会終了後に1回開催するとの確認がなされております。

次に、市議会と市長等の関係についてであります。

この部分では、まず、市議会と市の執行機関とは、緊張ある関係を保つよう努めること、質疑応答については、一問一答方式の活用等により、論点及び争点を明確にするよう努めることのほか、市長等からの反問の規定を明記することといたしました。一問一答方式の運用については、現在、実際にこの方法で行われております一般質問に限定した運用を行うものとし、反問については、質疑・質問の趣旨を確認するために行うことができることといたしました。

また、市長等との関係では、現在、委員会審査の質疑等の中で執行部に対して求めております施策等の形成過程などの説明について、その説明を求めることができる旨を明記することといたしました。

このほか、この部分では、文書質問を行うことができるとの規定を設けている市もありましたが、文書質問となりますと、会議録に掲載されないことや、公開の場でなされないなど、議会の透明性といった面から疑問があるといったこと、また、会期中においては、緊急質問なり公開の場での対応の機会があること等から、議会の場を重視すべきであるといった意見が出され、本市においては、採用しないことといたしました。

次に、自由討議及び委員会の活動についてであります。

この部分では、市議会は、議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議により運営されなければならないことを、また、議案審議・審査に当たり結論を出す場合は、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めることといたしました。

また、委員会の活動においては、専門的な視点から効率的・効果的な審議に努めること、所管

事務の調査を積極的に行うこと、さらには、委員会の議事の整理・秩序保持について果たさなければならないという委員長の責務を明記することといたしました。

次に、市議会及び議会事務局等の体制整備についてであります。

この部分では、議員の政策形成・立案能力の向上等のため、議員の研修、議会事務局の調査・法制機能の充実を図るとともに、議会図書室の図書、資料等の充実に努めることといたしました。

また、市議会の活動・市政に係る重要な情報を市民に対して周知するよう努めることや、多様な手段の活用によって、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう広聴広報活動に努めることといたしました。

次に、議員の政治倫理、身分及び待遇についてであります。

この部分では、議員の政治倫理について、他市においては、議員政治倫理条例を制定しているところもありますが、本市においては、まずは、議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないという政治倫理の基本を明記することといたしました。

議員定数・議員報酬については、その条例改正を行うに当たっては、行財政改革の視点、市政の現状と課題、将来の予測・展望を十分に考慮することとし、議員報酬の改定に当たっては、それに加えて、特別職報酬等審議会の意見を尊重することを明記することといたしました。

また、これらに関連し、他市において、政務活動費の交付に関する条例に基づき、これを有効活用し、積極的に調査研究等を行う旨を基本条例に明記していることに対し、政務活動費は、議員活動を行っていく上で必要なものであり、本市でも検討していくべきではないかといったことが出されましたが、政務活動費については、議員間でも賛否が分かれることや、予算措置も必要であることから、その必要性等については、今回の基本条例とは別途検討すべきではないかということで、現時点では、条例には盛り込まないことといたしました。

そのほか、政治倫理条例、議員報酬、議員定数に関する個別の検討についても、政務活動費と同様に、その必要性があれば、別途検討すべきということで、それぞれ基本的な考え方のみを明記することといたしました。

次に、最高規範性及び見直し手続についてであります。

この部分では、議会基本条例が、市議会の運営における最高規範であることを、また、条例施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要がある場合は、見直しを行っていく旨を定めることといたしました。

この社会情勢の変化等に伴う条例の見直しを行っていくという趣旨に関連いたしますが、先ほど、市議会の役割のところでも申し上げた中で、規則等の遵守、申し合わせ事項の尊重による信頼性のある議会運営に努めることを市議会が担う役割の一つに掲げていることから、現在の議会運営の申し合わせについても、見直すべきものがないか検討し、予算及び決算審査についての委員の選出方法等について、今後の検討課題といたしました。

最後に、条例の前文の検討を含め、委員会の審査・検討の結果を申し上げます。

我々、地方議会は、現在、地方分権の時代にあって、二代表制のもと、立法機能、執行機関に対する監視・評価機能、政策立案と提言の機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指していくものであります。

枕崎市議会は、その役割と責務に基づく合議制の意思決定機関であり、市民の負託にこたえる責務を有するとともに、市勢の発展と住民福祉の充実を図る責務が課せられております。

その使命を果たしていくため、議会の公正性・透明性・独立性を確保し、市民に開かれた議会の実現を図るとともに、執行機関との健全な緊張関係を構築することによって、真の議会制民主主義の発展を期することを基本理念として、これまで申し上げました検討の結果をもとに、枕崎市議会基本条例として条例案をまとめ上げ、本定例会に提出することを決定いたしました。

以上であります。本委員会の開催等に要した経費は、38,522円であったことを申し添えて、報告を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、議会基本条例制定のための検討特別委員会の審査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時8分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成26年6月16日)

平成26年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成26年6月16日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 沢口光広 議員（14ページ～24ページ） 豊留榮子 議員（24ページ～31ページ） 禰占通男 議員（31ページ～40ページ）	
2	55	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	予特

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立石幸徳 議員
3 番 豊留榮子 議員

7 番 禰占通男 議員
9 番 沢口光広 議員
11番 吉松幸夫 議員
13番 中原重信 議員

2 番 俵積田義信 議員
4 番 今門求 議員
6 番 新屋敷幸隆 議員

10番 畠野宏之 議員
12番 沖園強 議員
14番 吉嶺周作 議員
16番 茅野勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

8 番 城森史明 議員

15番 牧信利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山口 美津哉 書記

下山 健一 書記
平田 寿一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長	久木田 敏 副市長
永留 秀一 総務課長	神園 信二 企画調整課長
下山 忠志 水産商工課長	南田 敏朗 市民生活課長
本田 親行 財政課長	佐藤 祐司 福祉課長
俵積田 清文 建設課長	真茅 学 農政課長
白澤 芳輝 健康課長	山口 英雄 税務課長
迫野 豪 水道課長	俵積田 寿博 下水道課長
園田 勝美 市立病院副管理者	岩廣 和憲 農委事務局長兼農業振興係長
福元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原田 博明 水産商工課参事
神山 芳文 市立病院事務長	加藤 省三 市民生活課参事
山口 英夫 教育長	田代 芳輝 教委総務課長
木之下 浩一 学校教育課長	上園 信一 生涯学習課長
末永 俊英 文化課長	米森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味園 耕治 選管事務局長	竈原 均 会計管理者兼会計課長
三島 洋台 消防長	中原 浩二 警防課長兼消防署長
森 蘭智之 消防総務課長兼消防団係長	山口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おきます。

これから一般質問を行います。

質問は、1番沢口光広議員、2番豊留榮子議員、3番禰占通男議員の順に行います。

沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番沢口光広議員 おはようございます。沢口光広です。

ことは、太平洋のエルニーニョ現象の年で日本の梅雨が長くなり、魚の回遊状況等も異変を来しており、魚がとれなくなったという話を聞きます。カツオの遠洋漁業のまち枕崎に影響がなければなど心配しているところです。

そのような中、国際問題、国内政治等に目を向けてみると、中国の東シナ海、南シナ海への領海・領空侵犯行為、ロシアのウクライナ統治へ向けての軍隊派遣行為、国内政治に目を向けてみると集団的自衛権、TPP交渉、北朝鮮による拉致解決問題、さらには年金問題、法人税問題、農業・農協改革案等、数多くの難題を抱えていることが毎日のように新聞・テレビ等で報道されております。

今、私が述べたことは、枕崎市にも直接的、間接的に影響が及ぶ問題であり、我々の市民生活に密着した報道等に対しては、先取りして最善策を考えておく必要があると思うきょうこのごろであります。

それでは、私から見た枕崎の当面の諸問題を、通告書に基づき質問させていただきます。

市長にお尋ねいたします。

本市は、過疎債適用地域に指定されましたが、具体的には、どのような事業に活用して取り組んでいく予定でおられるのかお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 過疎債充当事業に関する基本的な考え方については、さきの全員協議会において報告したとおり、各種の事業実施に当たっては、過疎債の発行等についても財政規律の厳守を肝に銘じ、事業実施の必要性、事業内容の妥当性等を慎重に検討した上で財政運営にも配慮した事業実施を行っていきたいと考えています。

今回の本市過疎計画は、原則として平成26年度当初予算をベースに、平成27年度までを計画期間とした2カ年計画となっております。

したがって、平成26年度事業については、現在、財政課のほうで当初予算に計上した事業のうち過疎債の活用が可能であろうと考えられる事業を中心に、県に起債計画を提出しています。

なお、平成27年度分については、今後当初予算の編成作業等の中で具体的な検討を行っていくこととなります。

○9番沢口光広議員 私は、過疎債についての基本的な考え方として、過疎債を利用できるようになったことを非常に喜んでおります。

この過疎債を起爆剤、追い風にして有効活用して、この枕崎を復活・再生させる絶好のチャンスだと思うのです。この過疎債を有効に使うことによって、三年、四年後は、財政4指標、将来負担比率等は大幅改善できるということを我々は知るべきであると思っております。

その理由は、過疎債を使って事業を行った場合、本市は3割負担で、残りの7割は国が支援してくれるはずで、仮に、ある事業を過疎債を使って、30億円の事業をやった場合と、その同じ事業を過疎債を使わずに事業を行った場合、実際上の財政効果は6億円の差があると思うんです。簡単に言えば、6億円得するのじゃないのかと個人的に思っております。なぜなら、30億円の事業を行った場合、本市負担は3割負担であるから、9億円の出費で事業ができるかと思う

んです。そして、残り7割の21億円は国が支援してくれる計算になるんじゃないかなと思います。

だから、我々は、過疎債を使える事業にあっては、積極的に有効活用していくべきだと思うんですけど、財政課長、この私の話を聞いてどう思われるのか御答弁をお願いいたします。

○本田親行財政課長 おっしゃるように、過疎債につきましては交付税措置が7割と、他の地方債と比べて優位な地方債でございます。

財政指標等につきましても、今、100億を越す地方債残高がすべて過疎債に一気に振りかわるものではございませんので、すぐ財政状況の改善にはつながらないとは考えておりますけれども、交付税措置の高い過疎債を活用することで、財政事情、指標等については、徐々に改善していくものと考えております。

○9番沢口光広議員 七、八年前、全国で市町村合併が行われました。市町村合併が行われたまちなどは、合併特例債をフルに活用して財政4指標等を大幅改善してきたかと思うんです。そのような中、市町村合併しなかった我々枕崎市や垂水市、西之表市は、制度の谷間というんかはずまというんか、幾ら知恵と汗を出し合っても国からの支援金は少なくもがき苦しんで、財政4指標等は大幅改善できなかったかと思うんです。

そのような中、この過疎債を使えるようになったことを、我々は喜んで有効活用、積極的に有効活用を図っていくべきだと思います。財政状況がどうのこうのであるとか、事業の必要性・妥当性を考えて取り組んでいくかと思うんですけど、過疎債について消極的考えでは宝の持ち腐れで何の進歩もありません。過疎債という優遇制度をみすみす放置することなく、全国市町村の過疎債有効活用好事例等を参考にして、また、国や県の主管課と緊密な連携をとっていただいて、この枕崎をよくしていただきたいなと思っております。簡単に言うならば、積極的にフルに活用して行って、四、五年先には、将来負担比率をよくしていきたいなと思っております。

次に、枕崎市過疎地域自立促進計画書(案)には、いろんな事業計画が載っておりますが、産業振興、農林水産業、畜産業、商業及び起業促進、6次産業化には、積極的に過疎債を有効活用して、雇用の充実等を図っていく必要があるのではないかと思います。当局の見解をお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 いわゆる過疎計画に定めるべき内容につきましては、過疎法の第6条第2項に列記されておりますが、このうち、自立促進の基本的方針という部分を除いた定めるべき項目の冒頭に農林水産業、商工業、その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項という項目が示されております。このことから、過疎法自体も過疎地域の自立促進に産業の振興というものは最も大切な項目であるにとらえられていると、私どもも考えております。

本市計画もしっかりとした地場産業に支えられたまちであるという本市の特徴をとらえまして、産業の振興には多くの記述と事業を掲載したところでございます。

ただし、過疎債の発行・充当につきましては、さきの全員協議会で説明をいたしましたとおり、どんな事業にでも幾らでも充当できるものではなく、本市の過疎計画に掲載された事業であることを前提としまして、さらには起債発行に当たっては、事前に国・県との協議を行う必要があります。この協議の中で、事業の適債性の検討が行われることはもちろんのこと、地方債計画の範囲内で発行が認められるものとなっているということ踏まえた対応が必要であろうというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 枕崎は、九州最南端の位置にあるわけです。企業誘致、企業誘致言うても企業は来てくれないわけです。そう簡単に来てくれないですね。

しかし、冷静に考えてみると枕崎は南国ですね、太陽に恵まれ、魚や農産物等、自然の宝庫に恵まれておるわけです。

先日、NHKテレビで枕崎のカツオ、かつおぶし、かつおのだしスープ等が45分、全国放送

されましたが、市長、副市長は、あのテレビ見られたですか。私は、すごい宣伝効果のある番組だったなと思っております。今後、このかつおぶしというんか、これも日本人だけでなく外国人にも健康食品としてのかつおぶし、かつお削り節、かつおだしのもと等の売れ行きが、私はすごく、あの番組を見てですね、すごく売れ行きが伸びると思うんですよ。二カ月、三カ月、年内、相当なカツオに関する売り上げが伸びると思っております。

私が何を言いたいのかといえば、枕崎の駅前商店街、中央ロータリー、鹿児島銀行周辺には、シャッター商店街、空きビルがいっぱいあります。このビルの持ち主なんかと真剣に、真剣に話し合っ、枕崎産業繁栄・発展のため6次産業の起業を、興そうという若い者に空きビルを安い料で貸すような制度を確立していただきたいなと思っております。

この空きビル等で、めんつゆ、だしのもと、せんじ、角煮、削り節等をつくり、さらに農産物等では、みかんの缶詰工場、枕崎産お茶ボトル等をつくり、東京、大阪や名古屋等の大都市に売り出していけるんじゃないかなかなと思っております。そうすることによって本市に正社員というか、多くの雇用が生まれるものと思います。だから、6次産業を興そうという人に対しては、積極的な支援をしていくべきだと思います。それが枕崎の活性化につながっていくものと思います。

そのような意味において、枕崎活性化プロジェクト、私、以前一回か二回言うたことあるんですけど、枕崎を活性化するプロジェクトチームを編成して積極的に皆さんの意見を聞いて、いいことはどんどん採用していってもらいたいなと思っております。

次に、人口減少に歯どめをかけるような事業に過疎債を適用することが急務だと思われますが、どのような事業や対策が考えられるか、当局の見解をお伺いいたします。

なお、本市として過疎債は、最大限何億円ぐらい使えるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 これまでの本市議会の一般質問等でも人口減少対策を目的としました住宅建設補助制度、これの創設の意見があったところですが、先日、開催されました南薩地域振興局管内の行政懇話会というものがございすが、この懇話会の中でも人口減少対策としての住宅建設補助制度等について、南薩の4市、指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市、この南薩4市で意見が交わされております。

そこでの意見を御紹介しますと、指宿市、南さつま市の両市は、現在の住宅建設補助制度の費用対効果に疑問を感じておられるという意見がありまして、この両市につきましては、今後何らかの見直しが行われるものと拝察をいたしました。南九州市におきましては、住宅建設補助事業に対しまして、平成21年度から25年度の5年間、この5年間で約2億8,400万円を支出しておりますが、この5年間の人口の減少というのは、南九州市で6.1%減少している。比較しまして本市の同じ期間に、平成21年から25年の5年間の期間の人口の減少率を比較しますと、南九州市6.1%に対しまして4.3%と、南九州市の人口減少率が大きくなっている状況でございます。

また一方、5月9日付で南日本新聞でも報道されましたけれども、日本創成会議、こちらの人口減少問題検討分科会の報告全文が中央公論の6月号に掲載されております。

この論文によりますと、人口の急減には、急激な減少には、人口の社会移動が大きいかかわっていると。人口減少対策にとどまらず、少子化対策の観点からも、地方から若者が大都市へ流出する人の流れを変えることが必要ですと。さらには、国民の希望出生率というものもございすがけれども、合計特殊出生率という数字ではなくて、国民の皆さんが、子供さんはこのくらい欲しいなというところの希望出生率というところがありますけれども、これを実現することが必要であると提言してあります。

具体的戦略としましては、地域資源を生かした産業、技能、能力の向上、それと人材の地方へのシフト、それと農林水産業の再生を呼びかけておまして、また、人口減少に応じた新たな集積拠点の構築としてコンパクトな拠点づくり、こういうものに加えて、さまざまなネットワーク

の構築等と呼びかけています。

また、少子化対策としましては、若者が結婚し、子供を産み、育てやすい環境をつくるために雇用・生活の安定が必要であるとして、同時に結婚・妊娠・出産支援や子育て支援などが必要であると提言しております。

今まで申し上げてきたすべての取り組みについても、いずれも長期的かつ総合的な対応が不可欠であるというふうに提言しております。

本市における人口減少は、若者が学卒後、学校を卒業した後、雇用先を求めて大都市などに流出すること等が大きな要因となっておりますので、まずは、地場産業の振興等を行うことによって、本市経済の活性化を図り、本市に定着できる雇用の確保と収入の増加を目指すなど、市民が安心して生活できる基本条件の整備を地道に進めること。さらには、若者が結婚し、子供を産み、育てやすい環境をつくっていくことが、人口減少に歯どめをかける基本施策と考えておまして、人口減少に急激に歯どめをかけられるような特効薬的な事業はないというふうに考えているところであります。

○本田親行財政課長 過疎債につきましては、過疎計画に基づいて行います道路や漁港整備等の施設整備の財源となる分と過疎自立促進特別事業、いわゆるソフト分とに区分されまして、毎年度、国が策定します地方債計画額の範囲内において発行されております。

ソフト分につきましては、財政力の弱い団体に配慮するとの考えから、普通交付税の算定における基準財政需要額と財政力指数を基礎数値として、団体ごとに発行限度額が設定されております。本市の26年度の発行限度額としましては、6,750万と現在示されているところでございます。

一方、施設整備等の分につきましては、発行限度額は設定されませんが、平成25年度におきましても過疎債の年間所要額が全国総額で地方債計画額を上回ったことから、各団体の所要額が減額調整されているようでございます。

○9 番沢口光広議員 企画調整課長が先ほど言うたように、私と大分、私が今から言おうとすることと似ているんですけど、6月4日付新聞・テレビ・ニュースを見れば、日本の人口は近い将来、現在の1億3,000万ですか、これがもう1億人を割ると、最終的には日本の人口は8,000万人ぐらいにまで減ると、3分の1減っていくわけなんですよ。

そのような中、中央公論の6月号、枕崎市の人口も1万4,000人ぐらいまでに減ると、さらにもう9,000人ぐらい減るわけです。近い将来、このまま何もしなければ、近い将来、枕崎のまちは、1万3,000人、1万4,000人ぐらいまでになると、そのときのことを想像しただけでもぞっとしますよね。

ただし、歯どめをかけようという努力を今からしておけば、少子高齢化に歯どめをかけることができると思うんです。人口を維持しようと思えば、女性一人が生涯に産む子供は一人2.07人産んで、やっと人口が維持できると言われております。

そのような中、今の日本、この枕崎を見た場合、独身男性、独身女性、表現悪いかもしれんけどもごろごろおるわけですよ、独身男性、独身女性、我々の身の回り、友人の子供たちとかですよ、すごいもう30代、40代、もう独身がすごいです。

だから、これはやっぱりどうしてこうなったんかというのは、私自身は、小泉政権時代の政策が失敗だったんじゃないかなと。多くの若者たちが正社員になれず、アルバイト従業員やフリーターなどが相当ふえたですよ、あれ以降。これはもう独身男性、独身女性の最大の引き金だったと思うんです。アルバイトやフリーターは厚生年金に加入できません。収入等も少なく、結婚したくても結婚できない、生活に余裕がなく自分の将来というんか、配偶者に対して自信を持ってないから、大きな夢を持ってないからだと思うんです。

この枕崎市の人口減少に歯どめをかけるためには、枕崎のいろんな行政機関等が一致団結して、

若者たちに結婚の重要性、結婚の必要性を訴えて、出会いの場を多くつくってあげるべきだと思います。そして、人口減少に歯どめをかけるためには、女性です。男性は子供を産めません。女性を大事に、大切にしましょうよ。女性が安心して結婚・妊娠・出産・子育て、そして、再度職場復帰できるような事業に最大限の優遇措置を図ってあげるべきだと思うんです。

本市の出生率を高めるためには、表現悪いかもしれませんが、子供を3人、4人産んでもらう。そのためには、出産祝金の拡充、保育園、子供を産んでも、保育園、幼稚園への入園時の支援金補助、それから延長保育、奨学金制度の拡充など、女性、母親、子供に関する事業等には優遇措置を図っていけば、結婚というんか、じゃあ子供あと1人産もうか、もう1人産もうか、そうすることによって……、子供がこれもう枕崎のまち、子供が少ないわけです。子供をふやしていく、簡単に言うたらね、それを早めに努力して実施したら、南さつま、南九州なんか、枕崎のまちってどうして人口に歯どめがかかったんだろう、逆にちょっと人口がふえたみたいだぞと、そういう枕崎市づくりをしていってもらいたいなど。そうしないと、このまちは廃れていくかと思えます。

また一度、市役所の、市長たちも真剣に一度、人口減少の歯どめ対策を考えていただきたいなと思っております。

次に、市役所庁舎は建築してから60年近くが経過しております。

耐震補強は当然行わなければなりません、この際、過疎債を使って大がかりなリフォーム・改装等を行う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 市役所の庁舎本館は、昭和30年に建築されておまして、58年が経過しておりますが（24ページに訂正発言あり）、本市の財政状況が厳しいことを考慮しまして、現在の庁舎の長寿命化を図り、できるだけ長く使えないかと考えておまして、ことしの3月議会に庁舎の耐震診断の予算をお願いしましたが、診断結果が本年度中に出ると思っておりますので、その後、診断結果に基づいて耐震化工事を行うと同時に、屋根や外壁、内部設備などの長寿命化整備を行っていく考えであります。

庁舎の整備については過疎債の対象になりませんので、庁舎の耐震化及び長寿命化の整備を実施をする段階で、整備を行う財源について検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 どの市町村も市役所庁舎や町役場は、そのまちのシンボリック的存在であります。この枕崎市役所も、私が小学校1年だったんかな、先輩達が、おらがまちの市役所だということで一生懸命汗水流してつくったという話を聞いております。そのような意味でね、この市役所庁舎には、非常に愛着を感じております。

ただし、60年が経過した今日、リフォーム・改装または新庁舎を建築しなければならない時期に来ております。ほかの市町村は新庁舎をいっぱいつくってますよね、どの市町村も。私が思うに、この日本国中で枕崎の市役所より古い市役所庁舎が何件ぐらいあるんだろうかなと、ときたま思うときがあるんですよ。

本市の財政状況を考えた場合、すぐに新庁舎を建てる余裕はありません。

今の国の過疎事業では、市役所庁舎は過疎事業に該当しないということではありますが、私は、おかしいと思うんですよ。小学校、中学校の校舎等はできるわけです。

市役所庁舎にどうして過疎債を使えないのか、これを国や県におかしいじゃないかと、過疎債を使えるようにしていただきたいと強く申し入れていただきたいなと思っております。

枕崎には枕崎の特殊事情、財政事情があるわけです。過疎債を使えたら3割負担でできるわけですから、30億円、40億円の、先ほど言うた、仮に30億円の庁舎であれば、3割負担ということは、9億円で済むわけです。21億円は国が出してくるわけです。これを絶対、国や県に、市役所庁舎に過疎債を使わせてくれと、できるようにしてくれと、こういうのは人間がつくるこ

とですよ。

過疎債というのは、漢字のごとくお金のないまちに、お金のない村が、過疎債を使えるようにしてあげるのが過疎債だと思います。強く国に要望していただきたいなと思っております。

続いて、民間の有志たちが活力あふれた枕崎まちづくりを目指して、七夕の会、6回目の開催に向け、夏の風物詩、イベント計画を立てて取り組んでいくわけではありますが、助成金、補正は組めないのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 議員の御質問の主題が過疎債の有効活用についてということですので、過疎債を充当して補助はできないのかというふうに解釈をしてお答えしたいと思います。

過疎債充当の前提条件としましては、本市の過疎計画に当該事業の掲載が求められるというところがございますが、お尋ねの事業は、本市計画には掲載されておられませんので過疎債充当の対象とはなりません。

また、当該事業主体から市当局に対しまして、これまで補助の要請がされたこともございません。仮に、補助の要請があったという場合でも、当該事業の効果が本市の過疎自立にどのように資する事業であるのか、また、事業主体が補助対象経費として求める経費、これに適債性が認められるのかということ等、検討すべき事項が多くあろうかと考えております。

起債発行に当たっては、事前に国・県との協議を行う必要があるということは何度も申し上げておりますけれども、この協議の中で、事業の適債性の検討が行われるということはもちろんでございますが、先ほども申し上げましたとおり、地方債計画の範囲内で発行が認められるものとなっていることを踏まえた対応が必要であらうというふうに考えております。

○神園征市長 参考までに申し上げますが、七夕の会の代表者と、おととい、私は話をする時間がありました。

私が何もその言う前から、代表者みずから、補助金とか助成金とかそういったものは、私は頼りたくないんですと、自分たちでできることは自分たちでやっていきたい、そのつもりで頑張っておりますというお話でした。

○9番沢口光広議員 今の市長の話も、私も会長さんからお話は普段から聞いております。

先日、枕崎を背負っていく有志二十数名が一堂に集まり、ことしの七夕の会をどのように進めていこうかと真剣に話し合いました。話し合っている光景を見ました。

今から8月の港まつりまで約1カ月ちょっと、夏の暑い中、早朝は木口屋方向に竹竿切りから始まって、七夕飾りの注文を聞いて、竹竿の個人、幼稚園等への配付、それからまた七夕飾りができて、それを回収、トラックに積んで回収する。それから駅前商店街等に設置していく。そして片平山では、人文字づくり、皆さんも御存じかと思うんですけど。それから駅前広場での七夕イベント・音楽祭等々、多くのことをですね、枕崎の若者たちというんか、企画立案してくれています。一度、七夕の会の事業計画書も読んでいただきたいと思います。

そのような中、皆さんそれぞれ仕事を持っているにもかかわらず、忙しい中、枕崎を活力あふれたまちにしようではないかということで、竹竿切り等も、ガソリン代、暑い中お茶も自腹、逆に七夕を成功させようと、会員たちは必要経費を捻出していました。

行政と市民の協働のまちづくりという文章を私はよく見ます。この4年間、枕崎のいろんな行事・イベントを見てきました。正直言って民間の有志たちは、一生懸命、自己犠牲の精神でですよ、S-1グランプリ、春の市、朝市、港まつり、七夕の会、三島ヨットレース歓迎会等に頑張ってくれております。これほどの熱意、情熱というんか、実行力、責任感というものは、よそのまちでは考えられない。枕崎のこの有志達は、僕ね、すごいなと思う。

私は今、個人的なことを言うかもしれんけど、私、市会議員だったら……、そういうイベントなんか協力しません。簡単に言ったら、皆さん、市役所OBなんか積極的に協力してないじゃないですか。市役所のOBなんか、どっと汗を流していただきたいんですよ。若者たちは頑張っ

てますよ、枕崎の。だから、私たちは有志たちにやっぱり感謝せんといかんです。

市長にもお願いしたいんですけど、わずか5万でも10万でもいいじゃないですか。ガソリン代かお茶代ぐらい出してあげてください。頑張ってる人をね、ようやってくれるなど褒めてやっていただきたいですよ。一度、5万でも10万でもいいですから、会長さんも謙虚な人ですけど、やっぱりそうして一生懸命にやってくれる人には、報いてあげるのが人間だと思います。

続いて、時間もないので地域包括ケアシステム等について質問いたします。

現在の本市の高齢化率、高齢者数、高齢者単身世帯数はどうなっているのか。また、2025年の本市の高齢化率、高齢者数はどれぐらいと見込んでいるのかお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成22年の国勢調査によりますと、人口2万3,638人に対して、65歳以上の高齢者は7,522人で、高齢化率は31.8%となっています。そして、65歳以上の高齢単身世帯は1,961世帯となっているところです。

その国勢調査人口を基礎としまして、国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に公表した将来人口によりますと、2025年の枕崎市の人口は1万8,942人となり、うち65歳以上人口は7,799人で、高齢化率は41.2%となっています。

65歳以上の高齢単身世帯については推計されておりましたが、高齢者自体がふえる予想であることから、22年国勢調査よりも増加するであろうことは予想できることです。

○9番沢口光広議員 現在、本市の要支援、要介護者は何名おられるのか、なお、孤独死、認知症者、認知症行方不明者等は何名いるのかお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成24年度末における本市の認定者数は1,419人となっており、そのうち要支援は382人となっています。要介護認定を受けていて認知症高齢者の日常生活自立度ランク2以上の者及び若年性認知症患者数は1,033人となっています。

なお、孤独死、行方不明者につきましては、何名とは申し上げられませんが、状態が悪くなる前の発見や、仮に亡くなっていたにしても短期間で発見できるような、ふだんからの地域での見守り方が大切であろうと考えております。

○9番沢口光広議員 昨年度の本市の高齢者の死亡場所は、施設・病院での死亡が何人で、在宅死は何人であったのか、わかっているのであれば教えていただけませんか。

○佐藤祐司福祉課長 国の人口動態調査で死亡の場所別に見た死亡数の調査があります。

発表されている中では、平成24年度が最も新しいわけですが、その調査結果によりますと、全国では78.6%が病院・診療所での死亡となっており、自宅での死亡は12.8%です。鹿児島県では、病院・診療所が83.2%で自宅が9%となっています。

本市のデータについては、県に問い合わせましたところ、国でしか集計しておらず、市町村別のデータは、公表資料となっていないので公表できないとの回答をもらっております。

ただ、ほとんどの方が病院・診療所での死亡となっていると感じております。

○9番沢口光広議員 現在、本市の医療、介護等の施設、ベッド数、介護従事者数等は、不足して運営に支障は出していないのか、また高齢化に拍車がかかっている今日、各関係機関等との10年後、20年後の対策の検討等は何行われているのかをお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成26年5月末現在の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですが、待機者数は124人となっています。

各施設には、職員の人員基準というのが定まっておりますので、介護従事者につきましては、その基準どおりに配置されており、事務監査等で確認しているところです。しかし、介護従事者の確保には苦勞しているとうかがっております。特に若い人たちの定着が課題であるとのことでございます。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、25年度には行政内部で連携を深めるための勉強会を開催しました。今年度は、市医師会など関係機関とも連携をとりながら協議を進めてまい

ります。

市医師会では、25年度から県医師会の助成を受け、地域在宅医療連絡協議会を発足させておりますが、その会に関係課長が参加させていただくとともに、地域包括支援センターも、各介護事業所などとともに構成員として部会に参加させていただいております。

○白澤芳輝健康課長 枕崎市の医療機関についてでございますけども、現在のところ、精神科、小児科、産婦人科、皮膚科などの専門の診療科目を初めといたしまして、地方の小都市の中では充実した医療提供体制となっていると考えております。

しかしながら、枕崎市医師会の会員でございます医師の平均年齢は約60歳ということで、60歳以上の医師が20名となっていることから、数年後の医療提供体制には不安を感じているところがございます。特に産科、小児科につきましては、鹿児島市を除く県内全域で医師数が不足していることもあり、子供を安心して産み育てる環境の基盤が崩壊していくのではないかと危惧しているところがございます。

○9番沢口光広議員 今、福祉課長、健康課長から、本市の高齢者等の実態について回答があったわけですが、人間生きていく限り、いつかはこの医療、介護、福祉等にお世話にならねばなりません。最近、テレビ・新聞等でですね、地域包括ケアシステムのことがよく報道されておりますが、私はすばらしい制度だと思っております。そのような中で、一般質問する中でいろんな資料を、私、読んでみたんですけど、頭ががちゃがちゃなるんですよ。

そこら辺、やっぱり福祉課長、健康課長、連携を図って、理想ある枕崎市の地域包括ケアシステムに取り組んでいってもらいたいと思うんですけど、福祉課長にお尋ねします。

この4番、5番だったっけ、地域包括ケアシステム及びその構築に向けての現在の取り組みと、最後の地域包括ケアシステムが真に機能するには、地域包括支援センターの役割が重要になるかと思えます。

また、地域の互助組織が機能することが大事と思われそうですが、本市としては、今後どのように対応して取り組んでいく予定でおられるのかお伺いいたします。

○久木田敏副市長 庁内全体のことでありますので、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、高齢者の住まいや地域での生活支援のあり方などの地域包括ケアシステムの全体的な推進内容につきましては、今年度第6期の介護保険事業計画を福祉課で策定いたしますので、その計画策定と並行いたしまして、策定委員会の意見もお聞きしながら、福祉課を中心に検討してまいります。

また、今後の推進体制といたしましては、現在、国会で審議中の平成27年度からの介護保険法改正で、地域包括支援センターの業務がいろいろと追加されており、それに伴いまして人員体制も強化していく必要がありますので、その問題も含めまして、市全体の地域包括ケアシステムの構築及び推進に向けてどのような組織が望ましいのか、人員体制、設置場所など、現在、庁内の組織検討委員会での協議を行っているところでございます。

○佐藤祐司福祉課長 地域包括支援センターの重要性につきましては、今、副市長も申し上げたとおりでございます。これまで以上に地域の方々に認識してもらおうよう努力するとともに、人員の強化も含め庁内で検討しているところでございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりに当たりましては、自助、互助、共助、公助の役割分担を踏まえた上で、自助を中心としながら、互助、共助、公助を効果的に組み合わせしていく必要がございます。

近年、先ほど質問者から出ましたように、孤独死、孤立化の問題や買い物難民等が社会問題化しておりまして、そのほか、今後、認知症高齢者の増加、単身夫婦のみ世帯の増加、そして要介護認定者数の増加など、支援を必要とする高齢者が増加する一方、家庭や地域の力は、ますます低下することが懸念されているところです。

このような中、特に地域のさまざまな主体が、地域の力で高齢者を支えていく互助の取り組みが重要となってまいります。見守りなどのさまざまな生活支援を公民館や地域老人クラブ、民生委員、在宅福祉アドバイザーなどで連携をとりながら地域を支えていく取り組みが求められているところでございます。

また、高齢者が主体的に社会活動、地域活動に参加できる枠組みを構築するとともに、元気な高齢者には生活支援の担い手として活躍していただく、地域社会の実現という視点も重要となります。特に、老人クラブは地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織でありまして、地域のニーズに応じたさまざまな活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めている団体です。その取り組み内容は、生涯現役社会の実現にもつながる極めて重要な活動であると認識しております。地域での見守り活動や閉じこもり予防など、高齢者同士の支え合いによる生活支援サービス基盤の構築、地域包括ケアシステムの貢献にも期待度が高いところでございます。

高齢化率は、全体人口が減り続けていく中、今後も率としては増加していくと思われまので、25年度から始まった高齢者元気度アップ・ポイント事業への参加で、まず自助の取り組みを促すとともに、25年度実施いたしました地域支え合い体制づくり事業で見守りや高齢者の話し相手など、傾聴ができるボランティアの人材を育成し、互助の体制づくりにも取り組み、元気な高齢者がともに地域を支える社会を実現していかなければならないと考えています。

そのような中、シルバー人材センターでは、今年度から家事支援を初めとした地域支援サービスであるワンコインサービスを開始しています。それぞれの地域の会員さんたちが、顔見知りの自分たちの地域の高齢者を支えるかたちであり、地域での生活支援の一つではないかなと思っているところです。

○9 番沢口光広議員 私はですね、この枕崎市の福祉課の方は、一生懸命仕事をされてるなど常々思って感謝しております。本当に枕崎市の福祉課が一生懸命がんばっているなど。

全国の好事例を参考にしてですね、限られた財源、限られた人員で最善を尽くしていただいたいなと思っております。市町村地域包括ケア、市町村の取り組みによってね、地域事情によって大きな差がつくということが、私は勉強してわかったんですよ。

福祉課長、健康課長、お互いに連携を取り合ってですね、理想の枕崎の医療・介護づくりをね、常々連携を取り合って、理想のまちづくり、福祉のまちづくりをしていただきたいなど、切に願っております。

続いて、太陽光発電工事について質問いたします。

枕崎空港跡地の太陽光発電工事及び本格運用は、当初の予定どおり順調に進んでおられるのか。

なお、本市への借地収入契約及び天文台設置計画も当初のとおりであるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 枕崎空港跡地の太陽光発電施設の設置工事、それから九州電力への送電開始予定、ともに当初の予定どおり順調に進んでおります。

それから、枕崎空港跡地の賃貸借契約、これにつきましても、当初のとおり何回も説明しておりますが、当初のとおりで何ら変更はありません。

さらに、天文台設置、これにつきましては、事業主体が南薩エアポート株式会社というということでエアポート株式会社の事業となりますが、こちらも当初計画どおり進捗していると把握しているところでございます。

○9 番沢口光広議員 最近、本市の至る場所で太陽光発電工事が進められておりますが、行政の関係各課は事前に設置情報等は把握しているのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 現在、市内の各地で進められている太陽光発電施設の設置工事につきましては、法律でいいますと、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法というものに基づいて行われているものです。

法に基づきまして、系統連携、いわゆる売電申し込みというものをしようとする方は、県とか

市町村の地方自治体を經由することなく、直接事業者が、設置をしようとする方が九州電力へ申し込みを行って認定を受けて、その後に電気事業者、発電設備の設置者の認可申請を、これも直接、市町村とか県を經由することなく九州経済産業局へ行くこととなります。

このように、一連の手続は法に従って地方自治体を經由することなくすべてが進んで、そして、すべて完結するという法体系になっておりますので、議員がおっしゃいます設置情報を市町村等の地方自治体が事前に、工事の開始前に把握するということが不可能な法体系になっております。

それではいかんということで、本市も九州電力加世田営業所に対しまして、本市内で実施される発電事業の売電申し込みですね、系統連系の申し込みという段階で、どの場所でどの程度の規模で計画されて、申込者はだれであるのかという情報を提供していただきたいということでお願いをしましたが、個人情報の保護に関する社内コンプライアンス、九電内の法令遵守の関係で断られております。九州経済産業局も同じ取り扱いでございました。

発電事業を考えていらっしゃる方が、森林法、農地法、本市環境条例等に基づく開発行為の相談に、事前に本市に御相談にお見えになれば把握できますけれども、現状では、本市の職員が仕事の合間を縫って市内をパトロールして、残念ではありますが、工事着手後のものを発見して、各課で情報を共有するというのが実情でございまして、そのほかには職員の情報網、聞いた情報収集等によって、そのような動きがあるらしいという不確定な情報を含めてリストアップするのが精いっぱいのところでございます。

ただ、九州電力への売電申し込みの書式には、設備が設置される土地に関する各行政法上の手続が終了しているか否かということ、申告・確認する欄は設けられるということでしょうかっております。

○9番沢口光広議員 時間が3分切りましたんで、簡単・明瞭に回答をお願いいたします。

現在、本市内で太陽光発電工事は何カ所行われているのか。なお、農地法等に違反して設置されている箇所はないのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 前の答弁で申し上げたとおりでございまして、職員のパトロールで発見できないものもあるかと思えますし、造成面積が小さなものは、造成が行われているものの、太陽光発電のかな、畑のかなというようなものがあって、土地の利用目的が不明のものもあります。そのような状況の中で、当課で把握できている工事中のものが10件程度となりますが、この数字が本市内で行われている太陽光工事の実態を明確に示すものではないということは御承知おきをいただきたいと思えます。

○9番沢口光広議員 時間がないので2点、太陽光発電が設置されることで、本市への税収は幾らぐらいが見込まれるのかお尋ねいたします。

あわせて、全国各地で太陽光発電が設置されているのを多く見聞きしますが、本市としては、太陽光発電、風力発電等を推奨していく予定でおられるのか、この2点をお伺いいたします。

○山口英雄税務課長 1点目の太陽光発電施設に係ります固定資産税につきましては、本年度におきましては20件で、税額といたしまして約2,100万円を見込んでいますとでございます。

○神園信二企画調整課長 本市に限りませんで、全国で行われている太陽光発電、それから風力発電、これらは、いわゆる遊休地の利活用策として、現在の再生可能エネルギー電力の買い取り制度をうまく利用したものというふうに考えております。

このように、今般の太陽光発電施設等の設置の動きには、単に遊休地を利用した投資事業として取り組まれたものが多く、再生可能エネルギー利用推進の本来の目的であります地球温暖化防止のためのCO₂削減に資することを目的とした永続的な事業取り組みが少ないため、買い取り価格、固定価格の買い取り期間が終了する20年後には、跡地の利用問題、また、跡地周辺の環境問題の心配もありますので、今後の民間の動きには注意を払いたいというふうに考えております。（「総務課長」と言う者あり）

○立石幸徳議長 はい、何かありますか。

○永留秀一総務課長 先ほどの沢口議員の市役所庁舎の質問に対しまして、答弁の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、「庁舎本館は、昭和30年に建設され、58年が経過している」と答弁いたしましたが、昭和30年5月に建設され、59年が経過しておりますので、おわびして訂正いたします。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしております。

つい先日ですが、職についたばかりの若者がみずからの命を絶ち、その後、後を追うように母親まで命を絶ってしまうという悲しい出来事がありました。残された家族の言いようのない悲しみ、苦しみは、察するに余りあります。そして、関係者の方々の無念さもあることでしょう。どうしてこういうことになってしまったのか。

私は、この若者の自殺について少し調べてみました。今、全国的にも若者の自殺が深刻になってきています。2012年の全国の自殺者は、前年度と比較して2,793人減っておりますが、2万7,858人となり、15年ぶりに3万人を下回ったということですが、20代の自殺者は高い水準が続いているようです。

20歳から39歳の各年代の死因の第1位は、自殺という調査結果が出ています。これは厚生労働省2011年人口労働統計からです。国際的に見ても15歳から34歳の世代で死因の第1位が自殺となっているのは、先進7カ国では日本だけで、その死亡率も他の国より高いといえます。

2007年以降、20代では勤務問題による自殺がふえ続けており、また勤務問題以外においても、原因や動機は、就職の失敗、その他進路に関する悩みなど、いずれも就職問題に関連して、さらに自殺者の数は増加傾向にあるといえます。

本市においては、若者たちが大志を抱き、夢と希望を持って働くことができるよう、環境整備を整えることはもちろんですが、今、国の方針が国民をどんどん苦しめ、追い詰めていく方向に突き進んでいこうとしています。

その一つが集団的自衛権の行使です。安倍首相は、歴代内閣が集団的自衛権の行使が許されないとしてきた憲法の解釈を変える動きを、今、強めています。この憲法9条を無視して、日本を戦争する国につくり変えようとしています。

このことについて、まず市長の見解をお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 安倍首相は、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書提出を受け、限定的な集団的自衛権の行使について、今後さらに研究を進めていく意向を示すとともに、与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、改正すべき法制の基本的方向を閣議決定していくと記者会見で述べております。

この安倍首相の方針に基づいて、現在、与党協議が進められておりますが、国の安全保障にかかわる重要な案件でありますので、協議の推移を見守っていきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 国連憲章に、今定められております集団的自衛権の発動とは、この武力攻撃を受けた外国を守るため、そして自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃をしかけた国と戦うこ

とです。日本が集団的自衛権を行使できるようになれば、まず自衛隊は、海外で戦争をする軍隊になってしまいます。

本市においても、自衛隊員やその家族を守るためにも、国に対して反対の声を上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**神園征市長** 集団的自衛権の協議等を見ましても、今、議員が言われたようなそういう目的のもとでこの問題が論じられているとは思いません。

先ほど申し上げたとおり、国の安全保障にかかわる重要な案件でありますので、協議の推移を見守っていききたいと考えております。

○**3番豊留榮子議員** 市長も今言われましたように、今、安倍政権は、国民の批判の声を恐れて、集団的自衛権の行使といっても、無制限に行使するわけではない、放置すれば日本の安全に重大な影響を及ぼす場合などと限定して行使するのだと言うのですけれども、これが海外で武力行使をしてはならないという憲法上のこの歯どめを外してしまったら、後は時の政権の政策判断で、範囲が無制限に広がっていくことは目に見えております。

しかし、この5月3日の憲法記念日を境に、憲法問題をめぐっては、国民世論に激変が起きているといえます。安倍政権が憲法破壊の暴走を強めれば強めるほど、改憲反対、憲法9条を守れの声が急速に広がってきているといえます。

今まで、日本の自衛隊は自国を守るために存在し、海外で戦争してはならないという憲法上の歯どめがあったからこそ、アメリカのイラク戦争でも給水活動や空輸活動にとどまり、外国人を殺したことはありませんでした。この歯どめがなくなったらと思うと、本当に恐ろしくてたまりません。自衛隊が他国の戦闘地域に出向き、殺し合いをするのです。こんなことを認めるわけにはいかないじゃありませんか。

これはぜひ、市長、見守るのではなく、地方からも安倍政権の暴走を食いとめるべき声を上げるべきだと思います。いかがでしょうか。

○**神園征市長** 日本を取り巻く安全上の問題というのも、昔とすると随分と変わってきております。ただ手をこまねいて、平和、平和と言っていればそれで済むのかと、そういうふうにも考えることもあります。

したがいまして、現在論議の対象になっております集団的自衛権については、議論の推移を見守っていききたいということでもあります。

○**3番豊留榮子議員** もちろん、国が決めていくことだとおっしゃるかもしれませんが、この戦争に動員されたりするのは、我々庶民ですよ、我々の子供たちであったり孫たちであったりするわけですよ。

今、自衛隊員の母親は、特に気をもんでることと思います。私も知り合いの子供たちがたくさんいます、自衛隊に行った。これは、絶対に阻止すべきです。強く要望しておきます。

次に、川内原発の再稼働について質問してまいります。

福島的第一原発事故から3年が経過しましたが、事故は収束するどころか、放射能汚染水漏れなどますます深刻化し、事故による被害もいまだに拡大している状況です。

政府は、そうした中で全国のとまってる原発の再稼働の突破口として、川内原発をいち早く再稼働させようとしています。

しかし、この5月、福井地方裁判所は、大飯原発差し止めを言い渡しました。大飯原発の3、4号機の運転を差し止めた福井地方裁判所の判決は、政府が前のめりで進めようとしている原発再稼働にくさびを打ち込みました。

日本国憲法は、原発再稼働を認めていないという歴史的なこの判決について、市長の見解をお尋ねいたします。

○**神園征市長** 判決については、報道で存じております。一つの判決であろうと思っています。

○3番豊留榮子議員 そうです。一つの判決です。

それについて、市長がどう考えるかということをお尋ねしているんです。

○神園征市長 ですから、一つの判決であろうと。これについて、こうこういう理由で賛成だ、あるいは、こうこういう理由で反対だと言うほどのものは持ち合わせておりません。一つの判決ではあると思っています。

○3番豊留榮子議員 市の長として、ちょっと無責任な発言ではないかと思えます。

原発をなくす全国連絡会の長瀬文雄共同代表は、原発ゼロを目指す上で画期的判決と言えます。私たちの運動に憲法上の根拠を与え、大きく励まされるものです。そして、判決の冒頭に憲法に保障された人格権は人の生命を基礎とするもの、これを超える価値をほかに見出すことはできないと強調しています。そして、この人格権が奪われる事態として、大きな自然災害、戦争と並べて原発事故を置き、事故の具体的危険性が万が一でもあれば、その差しとめが認められるのは当然であると断じています。

そして、沖縄国際大学の井端正幸教授は、憲法13条は人権保障の原点ともいうべき規定であり、立法、司法、行政などの統治機構に対して国民の基本的な人権を最大限尊重することを求めています。これを真正面から論じたということは、人権保障の原点に立ち返って、原発の稼働・再稼働は許されないとしたものと解釈しています。

また、判決は、電力会社の主張については、原発の運転停止による国富の流出、喪失論については、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、それを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると言っています。

次の質問ですが、この政府の地震調査委員会は、九電による活断層評価がひどいものであると批判し、活断層評価を大幅に見直しました。地震のエネルギーは、当初の想定より11倍も大きくなりましたが、九電は耐震工事をしないで再稼働しようとしています。このことについて、どのように考えるのかお尋ねします。

○神園征市長 原子力発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会において、新規規制基準に照らしてさまざまな適合性への確認を行い、的確な審査が行われるものと思っております。

川内原発を初め、国内の原発の再稼働申請につきましては、今、申し上げたように原子力規制委員会において、厳正な審査が行われると思っておりますので、審査の推移を見守りたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 九電は、この見直しによっても耐震設計の基本方針に変更はないと主張しています。つまり、九電は、地震のエネルギーが11倍にふえることを認めているながら、再稼働までにまともな耐震工事はやらないと言っているんです。これだけ大きな変更があったにもかかわらず、まともに耐震工事をしなくてもいい、これが審査の実態ではないでしょうか。

その規制委員会は、原発から半径160キロ圏内に活火山がある場合は、火砕流や溶岩流が発生する可能性が十分小さいと評価できないなら、立地不適とする案を提示しています。

ところが、川内原発の110キロ圏内には、気象庁が特に活動度が高い火山だと指定した桜島や薩摩硫黄島、雲仙岳、阿蘇山、新燃岳が存在しています。

このことについては、どのように考えられますか。

○神園征市長 今、おっしゃるようなもろもろの事情を含めて、原子力規制委員会において審査が行われるものと思っております。

○3番豊留榮子議員 これまで九電はですね、火砕流の影響を否定していましたが、ことし3月に、約3万年前の始良カルデラの大噴火の際に火砕流が川内原発の敷地に到達していたことを、初めて認めております。

火砕流とは、粉々になった溶岩や火山灰が、ときに600度にも達する超高温の火山ガスとともに一気に流れる現象で、時速100キロを超えて、コンクリートの建物もひとたまりもないと言

ます。これは津波と違って防波堤も役に立たないのです。

ここ九州では、1990年雲仙普賢岳の火砕流によって、44名の方が死亡・行方不明となったことを忘れることはできません。九電は、原発運用中の破局的噴火の可能性は十分低いなどと主張していますが、何の根拠もありません。

東京大学火山噴火予知研究センターの中田節也教授は、確率的には超巨大噴火がいつ起きても不思議ではない時期だと言います。万一、火砕流や地下から上がってきたマグマが原発を直撃すれば、膨大な放射能物質が世界中にまき散らされることとなります。福島原発事故は、巨大な地震とそれに伴う津波を想定しなかったために起きた、これは人災です。この過ちをもう一度繰り返してはならないと思うのです。

そこで、次の質問ですが、この大事故が起きたときの避難計画なんですけれども、川内原発の30キロ圏内には約23万人の住民が暮らしているということです。本市は、南九州市、鹿児島市、指宿市とともに、いちき串木野市の、ちょっとこの人数間違えました、これ訂正しますので、避難地域に指定されておりますが、受け入れ計画が、本市の受け入れ計画ですね、どのようになっているのかお聞きします。

○永留秀一総務課長 川内原発で重大事故があった場合を想定をして、いちき串木野市が原子力災害住民避難計画を策定し、いちき串木野市の本浦地区及び上名地区の住民を枕崎市へ避難させる計画を定めておりますが、本市も受け入れを承諾しております。

計画によりますと、いちき串木野市の本浦地区及び上名地区の住民5,708人を、本市の17の避難施設に受け入れることになっております。

○3番豊留榮子議員 17の施設に受け入れるということなんですけれども、川内原発の再稼働に反対する鹿児島市の、これは市民団体「反原発・かごしまネット」によりますと、事故を想定した自治体の避難計画について、関係する自治体の県内外21市町に、質問状を5月に提出したということです。

全市町から回答を得たということですが、受け入れ先は、避難生活の食料やトイレなどは準備できていない。また、これは避難元が準備してほしいなど、避難先での受け入れ態勢は不備が多く、これは実行は難しいとしています。

本市も、多分回答されたと思うんですが、どのような回答をされたんでしょうか、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 本市も、避難受け入れ自治体の質問ということで回答しておりますが、具体的な避難の態勢につきましては、鹿児島県及び避難先の自治体のほうで検討して対応するというかたちで回答しております。

○3番豊留榮子議員 17の施設に受け入れをするということですが、その施設というのは、どういう施設なんでしょうか。

○永留秀一総務課長 本市の指定避難場所にもなっております施設でありまして、名称を申し上げますと、金山地区が旧金山小学校、金山センター、桜山地区が桜山小学校、桜山中学校、城山センター、妙見センター、立神地区が立神小学校、立神中学校、立神センター、枕崎地区が枕崎小学校、枕崎中学校、市民会館、健康センター、松之尾センター、別府地区が別府小学校、別府中学校、別府センター、以上17の施設となっております。

○3番豊留榮子議員 鹿児島県は、5月29日、川内原発1、2号機で重大な事故が起きた場合、30キロ圏内の住民が県外へ避難するために必要な時間の試算を発表しました。それは、各自治体が策定している避難計画に基づく経路に従って対象者が車で避難した場合、その条件を1台当たり乗り合わせた人数を2人から4人にした場合で、観光のピーク時、高速道路が通行できない場合など、13例を想定して、最長で5キロ圏内で16時間30分、30キロ圏内では28時間45分もかかると予測しました。

福島原発事故の経験から、事故が起これば一斉に避難が始まり、大渋滞が発生します。そしてまた、今、問題にされているのは、要援護者については一切触れておりません。弱者置き去りの避難計画が浮き彫りとなっています。

30キロ圏内には、240カ所の病院や福祉施設に約1万4,000人の対象者がおられるということですが、県は寝たきりや介護が必要な要援護者については、具体的な避難計画ができておらず、想定ができないなどとして条件にすら入れていないといえます。

日本共産党の松崎真琴県議は、要援護者や住民の安全を尊重したシミュレーションではなく、机上の計算で、これでは住民の命は守れないと指摘しているところです。

次の質問にまいります。川内原発が今ストップしてから3年、2013年の猛暑の夏も乗り切り、ことしの冬も、政府、電力会社は、電力の消費に何の規制もしませんでした。

これでは、電力は十分足りているのに、なぜこの再稼働を急ぐのか、このことをどう考えるかお尋ねします。

○永留秀一総務課長 先ほどから市長が答弁しておりますように、川内原発の再稼働については、原子力規制委員会において新規制基準に照らしてさまざまな適合性の確認を行い、的確な審査が行われるものと思っておりますので、審査の推移を見守りたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 先ほどから、これ答弁では的確な審査を望んでいるというふうに言ってますけれども、的確な審査ができていないんですね。まず、この要援護者のことは考えもしないで、この避難経路の時間帯だとかそういうのをはかっているわけですから、これ黙っていたらいけないと思うんです。

この間、川内原発なしでもちゃんとやっていたという実績を、私たちは積み重ねてきたんですよ。

逆に九電は、川内原発を再稼働して生まれる大量の電力をどこへ持っていかうというのでしょうか。鹿児島や九州の電力需要にこたえるためではなくて、東京や関西の大都市の電力を賄うための再稼働になってしまうのではないのでしょうか。

実際、原発事故の前には、九電から他の電力会社に電力が売電されていたということも聞きました。

この人類の生命を脅かす原発依存から、自然エネルギーへの転換を目指すべきです。幸い鹿児島県には、九州最大、全国屈指の自然エネルギーがあります。県内各地の市町村でも、豊かな自然エネルギーを地域産業の柱に据える取り組みが、今、広がっているといえます。

このことをどのように考えるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 先ほどの質問者への答弁でお答えしましたとおり、本県においては、遊休地の利活用に特別措置法に基づく固定価格買い取り制度を上手に利用しているという状況であると考えております。

現在の固定価格買い取り制度のもとでの太陽光発電などは、現状の法制度に伴いまして、消費者負担が増大しているということに大きな不満等があることから、国が決定する買い取りの固定価格も年々安くなる状況でございます。また、国が決定した買い取り価格の固定期間、20年ございますが、この20年が終了した後の買い取り価格は、発電事業者、太陽光の設置事業者ですね、これと電力会社、九州管内では九州電力ということになるわけですが、電力会社の協議により決定することになるために、20年経過した後は、買い取り価格は極端に安くなるということが見込まれておりますので、20年経過後の発電事業の採算性に問題を残しております。

また、太陽光発電にしましても風力・地熱発電にしましても、投下した資本、それから必要とする用地の規模に比較して雇用が少ないというのが弱点であるということは、皆さん周知のとおりでございます。

さらに、買い取り価格固定期間終了後、20年経過後は、ほとんどの発電事業者が事業を廃

止するということを前提に考えていると聞いておりまして、雇用が生まれたとしても、その後の雇用の継続というものも心配の種でございます。

このことから、現在の制度のままで地域を支える産業になり得るかというところにつきましては、疑問を持っているところでございまして、今後の制度の動向は注視をする必要があるというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 今話を聞いてても、その20年後が、もうみんな事業を廃止するというふうにおっしゃられましたけれども、これは、原発を再稼働しなかったら、原発なしでこの自然エネルギーでやっていこうとすれば、これは、持続可能なんじゃないでしょうか。その点はどうかなんでしょう。

○神園信二企画調整課長 冒頭でもお話をしましたけれども、遊休地の利活用策ということで、特に特別措置法の、固定価格の買い取り制度ということで、いわゆる投資、それから遊休地の利活用、遊休地が、今、何ら利益を生まない土地が利益を生んでいくというふうな運用ということで考えられているところですので、原発が稼働した稼働しないにかかわらず、これは買い取り価格制度の姿というところに集約されるということでございまして、やはり20年後は問題であろうというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 先ほどの答弁の中に、消費者にその負担がかかっているということなんです、その点をもう一度詳しく教えてください。

○神園信二企画調整課長 買い取り価格に基づく特別措置法をお読みいただければわかると思うんですけど、法律の難しいことよりも実態といたしまして、今、電力料金の請求書をごらんいただきますと、再生エネ負担金というものが各御家庭にかかっております。

今現在で二百数十円程度だと思いますけれども、これが先進国ドイツあたりでは、毎月2,000円とか3,000円、制度を破綻しましたスペイン等では5,000円以上に及んだというふうなところで、これが毎月額ですね、月額というところでございます。

そのようなかたちを日本の国も同じような制度にしてございまして、これ以上、再生エネルギーが占める割合がふえていくと、やはり、消費者への負担感というのは非常に重くなるのかなというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 これは原発の再稼働をさせるために、やっぱしそういう制度が必要なんだと思うんですね。これ原発を再稼働させないで自然エネルギーだけでやっていこうとすると、こういう負担っていうのは、原発を動かすためにいろんな交付金がありますよね、そういうのを廃止すれば、そういうところに使うお金っていうのは出てくると思うんですね。

ですからこれは、原発再稼働ありきの計算の仕方じゃないのかなって考えます。

この鹿児島県の未来をですね、そして市民の安全を真剣に考えるなら、この川内原発の再稼働は中止すべきと伊藤県知事に申し入れをすべきだと思いますが、市長の見解を再度お尋ねいたします。

○神園征市長 先ほどから申し上げておりますように、川内原発の再稼働については、原子力規制委員会において、新規制基準に照らしてさまざまな適合性への確認を行い、適格な診査が行われるものと思っておりますので、審査の推移を見守りたいと思います。

○3番豊留榮子議員 他人ごとではなく、市長、もし、この川内原発を再稼働して大きな事故が起こったときには、放射能っていうのは目に見えないわけですよ、今、中国あたりからもその黄砂が飛んできたり、あんな遠くから来るわけですよ。去年、風船飛ばしでどこまでこれが行くんだろうかっていう実験を市民団体の方たちがやられたんですが、それが川内から飛ばして宮崎まで、その風船が飛んでいったということもあります。

でも、これは隣の火事ではなく、30キロ圏内じゃないからということで、のんきに構えてられないと思うんですね。

また、薩摩川内市の「さよなら原発いのちの会」が、市民に2万部配布した九州電力川内原発の再稼働についてのアンケートには、300通近い返信があって、このうち86%が再稼働反対の意思を示したといいます。福島現状に心を痛め、ふるさとを失いたくない、子や孫に残したいという願いが、気持ちがつづられていたそうです。

みんなの思いは、国は全国にある原発の地方自治体に多額な交付金を払っているが、お金より命が大事だということではないでしょうか。しっかりと受けとめていただきたいと思うところです。

次の質問にいきます。

犬牟田墓地のトイレについてですが、これ以前にもお伺いしたんですが、犬牟田墓地は早朝から、車や自転車、また花を手を歩いて墓参りする人の姿を多く見かけます。

これは利用者の方からトイレを洋式にしてほしいという要望がありました。皆さんが安心して墓参りができるように改善してほしいと思うところですが、いかがでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 犬牟田墓地につきましては、御指摘のとおり、毎朝早朝から夕方まで墓参者が訪れていることは承知しております。

トイレにつきましては、現在、男子用小便器1基と和式便器2基を設置して対応しているところですが、墓参者の多くは、高齢の御婦人であり、トイレの洋式化の必要性については理解しておりますので、利用状況や設置費用等について検討しているところです。

現在の和式便器の部屋をそのまま利用して改造した場合、内開きのドアを外開きに取りかえる工事や洋式便座の設置、土間タイル等、1基当たりおよそ38万円要すると試算しておりますが、今後、2基のうち1基でも洋式化が図られないか検討をしてみたいと思います。

○3番豊留榮子議員 そうですね、以前、瀬戸公園のトイレの改修をお願いしたときに、あそこも内開きのドアだったんですね、ある方は中に閉じ込められてしまったと勘違いをされる方もいたりとかで、それを外開きに改善していただきました。

これは、時期はいつごろになりますか、改善される時期は。

○南田敏朗市民生活課長 時期については、今すぐいつということは申し上げられませんが、庁内でも検討しているところがございますので、そう長くないうちに設置できるようにしていきたいというふうに考えているところがございます。

○3番豊留榮子議員 よろしくお願いたします。

また、市内にあります市営墓地のトイレの設置状況と和式と洋式の設置状況がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○加藤省三市民生活課参事 市営墓地につきましては、犬牟田墓地、川路墓地、立神墓地の3カ所です。そのうち犬牟田墓地と川路墓地にトイレを設置しております。

トイレの和式と洋式の設置状況につきましては、犬牟田墓地と川路墓地にそれぞれ和式便器を2基ずつ設置しておりますが、洋式便座はございません。

○3番豊留榮子議員 その木原の川路墓地を見たんですが、ちょっと狭い感じがしましたね。あれで洋式にするのはちょっと難しいんじゃないかと思うんですが、この川路墓地については考えておられますか。

○南田敏朗市民生活課長 すいません、川路墓地もですね、現地を調査をしているところですが、今おっしゃられるとおり、今のをかえると非常に狭くなるというふうに考えております。

今後、また庁内で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 その立神の墓地には、トイレはないということでしょうか。

○南田敏朗市民生活課長 はい、ございません。

○3番豊留榮子議員 今後、設置の予定はありますか。

○南田敏朗市民生活課長 今のところございません。

○3番豊留榮子議員 だんだん、墓地を利用する方も減ってきていると思いますが、早期の設置をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、総合運動場の管理についてお聞ひしていきます。

ある方からお便りが来まして、一日中雨が降ると、翌日晴天にもかかわらず、トラック初め、西側の野球ができるAコート及びDコートがぬかって、靴が沈んで歩くこともできないような状況だといひます。

私も雨上がりの翌日、グラウンドを見に行きましたが、この方の言われるとおりでした。管理がどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○米盛基保健体育課長 現在、総合運動場は、グラウンド・ゴルフや野球、ソフトボール、サッカーなど、市民のスポーツ活動の中心的な場所として、平成25年度は年間約3万1,000人の方々に利用されております。

当運動場は、多目的に利用できるグラウンドであるために、雨天時でも大会等で使用されることもあります。その場合、大会終了後、関係者の皆さんがグラウンド整備をしているものの、すぐに晴天時のようなコンディションに戻せないのが現状でございます。

今後も利用団体と連携を図りながら、使用後の整備をお願いするとともに、グラウンドコンディションを見ながら、土入れ等、通常の点検、整備を実施していきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 もう見回り等をよくされていると思うんですけども、例えば、雨上がりの翌日、使用する団体がいて、管理が、まだ見回りも行っていない、その方たちが早かった場合、シラスを入れてほしいとかどうとかしてほしいと言ったときにはどうされるんですか。

○米盛基保健体育課長 シラスというのでも出ましたけれども、現在、黒土の海砂を購入している状況でございます。

そういうのを、利用関係者と連携を図りながら対応できればなと思ひているところでございます。

○3番豊留榮子議員 年間3万1,000人の方が利用するという大事な運動場ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この方のお手紙の最後にですね、次は非常によいことです。「深浦の運動場は、教育委員会の職員、主に体育関係課が四、五人で始業前に毎日運動場を巡回してごみを拾っています。感心です。この人たちを褒めてやってください」という書き添えがありました。

見てる方は見てるんだなと思ひますが、市役所の周りも時々ごみ袋を片手に回ってらっしゃる職員の方たちをお見受けしたという話も聞きました。

今後とも、市民のために頑張ってくださいたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後1時9分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

税と社会保障の一体改革となる地域医療・介護確保法案の審議も進み、消費増税で生活への負担感が増す中で、介護分野の負担増にはだれしも強い不満も感じることでしょう。2000年度に2,911円であった保険料も、25年には8,200円程度まで上昇する見込みとのこと。現在検討されている地域医療・介護確保法案は、要支援者への訪問・通所介護を市町村事業に丸投げするのはと危惧されているといひます。

本市の現状、ケアシステムへの取り組みについて質問してまいります。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の待機者の現況は、どうなっているのかを伺います。よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 平成24年度に策定した第5期の介護保険事業計画は、国の指針に基づき、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活していけるように、居宅サービスが包括的・継続的に提供される地域包括ケアの実現を目指して、24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの実施に向けて検討していくこととして策定しました。

一方で、在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、心身の状況に応じて施設での暮らしを必要とする人は少なくないため、今後も必要とする人が適切な施設を利用できるよう施設の増床を計画したところです。

待機者数につきましては、担当課長が答弁いたします。

○**佐藤祐司福祉課長** 先ほどの答弁でも若干申し上げましたが、平成26年5月末現在の介護老人福祉施設の待機者数は124人となっています。

なお、介護老人保健施設と介護療養型医療施設につきましては、医療機関からの在宅復帰を目指す場所や長期の療養が必要な場所であり、待機者という位置づけとはしておりませんので、介護老人福祉施設のみを答弁とさせていただきます。

○**7番禰占通男議員** 今国会でも、まだ審議は進んでいるようですが、この特別養護老人ホーム入所の要件を、要介護3以上の人限定する方針とかそういうのも報じられておりますけど、こうなった場合、介護する側では、今現在でも、この124人待機者がいるということですので、家族の心労、また仕事と療養と、こういうことを考えると、この施設が十分確保されているのかということについて、また今後の予定とかそういうのは、増設の予定とかそういうのはないんですか。

○**佐藤祐司福祉課長** 先ほどの質問者の答弁でも申し上げましたが、現在、福祉課のほうで第6期の介護保険事業計画の策定に向けて準備を進めているところです。

その中では、もちろん福祉課だけではなく、関係課、そして市民の方々から組織いたします策定委員会の方々の意見を聞きながら、保険料がどの程度になるのかと、施設整備を進めたときに保険料はどの程度になるのかということも、御意見の中で出しながらですね、そして、それに対しての御意見も伺いながら、施設整備については整備を進めるのかどうかということも含めまして、情報を提供して検討を進めてまいりたいと思います。

○**7番禰占通男議員** 2番目の質問にいきます。

今、待機者の問題ですけど、待機している現状ですよ。この人なんかは、どこで生活をしているのかということについては、どうなっているんですか。

○**佐藤祐司福祉課長** 5月末現在の待機者124人の内訳につきましては、医療機関が38人、介護老人保健施設が43人、グループホームが11人、在宅が22人、その他の施設が10人となっております。

調査時点で、このような内訳になっておりますが、ずっと、医療機関、介護老人保健施設、在宅というわけではなく、それらの場所を行き来しているという状況です。

そして、在宅の22人のうち、中重度の要介護3から5の方は13人となっております。

○**7番禰占通男議員** 今、在宅が22人、その中重度3から5、13人と申されましたが、在宅で世話してるっていうか、介護の状態というのは、この家族がいる、家族で対応できればいいんですけど、世間にいわれる老老介護とか、そこら辺の把握はなされてるんですか。

○**佐藤祐司福祉課長** 今、手元には資料は持っておりませんが、要介護4以上の方で在宅で介護していらっしゃる方には、老人介護手当というような手当もございますので、そういう状況の中

で、在宅で長く暮らしている方には、そういう手当を支給するということで対応しているところ
です。

○7番 禰占通男議員 午前中の質問にも、この訪問診療も、今、本市も取り組んでいるというこ
とだったんですけど、この在宅療養となると、この訪問診療が相当なウエートを占めてくると思
うんですよ。素人には、老人の状態とかそういうのをつかみきれませんが、4月から何か訪問診
療についてもいろいろ内容が変わっているようでありまして、そういった対応は今どのようにな
っているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほどの午前中の答弁でも申し上げましたが、市の医師会が現在、地域在
宅医療連絡協議会という会を発足させております。

これにつきましては、県の医師会からの助成を受けて進めているわけですが、その中に関係課
長、私と健康課長が参加させていただいております。そして、その部会を設置しているわけですが、
その部会の中に地域包括支援センターも介護事業所などとともに参加させていただいている
ところなんです。まだ、その関係機関との協議を進めているという段階でございます。

○7番 禰占通男議員 特別養護老人ホームに入所できればいいんですが、そうできない場合、こ
の介護老人保健施設も相当なウエートを占めてくると思うんですが、この施設の方に伺うと、あ
る程度の退院ができそうにない人は受け入れないという施設もありました。

また、ほとんどがこの予約、予約をとっているということですけど、その予約の状況というの
は、把握はしてないんですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、今、お尋ねの介護老人保健施設というのは、
入院していらっしゃる方が在宅に戻る際にリハビリ等をする施設でございます。そのような施設
でありますことから、個々の介護老人保健施設について状況は違うと思えますけれども、現状の
ところ、我々のところではどのような申請、そして順番待ちの方がいらっしゃるのかというこ
とは把握してないところでございます。

○7番 禰占通男議員 3番目の質問にいきます。

平成24年度に介護老人福祉施設、介護老人保健施設をそれぞれ20床ずつ増床し、25年度から
利用が始まる計画が本市の資料にも載ってたんですが、これはどのようになっているんですか、
今現在。

○佐藤祐司福祉課長 平成25年度から増床することで計画をしておりました介護老人福祉施設
と介護老人保健施設のそれぞれの20床ずつにつきましては、介護老人保健施設は予定どおり25
年4月に開所いたしております。介護老人福祉施設の開所は、工期の延長により繰越明許費の予
算も24年度にお願いしましたが、25年4月開所予定が25年8月になり若干遅れましたが、現在、
サービスを提供いたしております。

○7番 禰占通男議員 先ほどからの124人でしたっけね、124人だったですよ。これで、こん
だけ待機者がいるということは、私の知ってるところでも、老人福祉施設なんかも申し込んでか
ら約3年かかったという事実もあります。そういった場合、3年かかるということは相当な待機
者がふえるのではないかと思うんですが、そこら辺の把握というのはどのようになっているん
ですか。

○佐藤祐司福祉課長 この待機者数の把握につきましては、3カ月、4カ月おきぐらいに、どの
程度いらっしゃるのかということで把握をいたしているところなんです。前回の議会でも御報告を申
し上げましたが、1月末の時点では110人でした。そして、現在5月末の時点では124
人なんです。先ほど申しましたとおり、待機者として登録をしていますが、医療機関に入院して
いたり介護老人保健施設に入所をしていたりという方が大多数でございます。

在宅については22人という状況にありますので、そこの在宅の方がずっと在宅にいるかどう
かというのがありますので、先ほど答弁で申し上げましたように、入院したり、介護老人保健施

設に入ったり、在宅をしたりとかというところを行き来しているというような状況でございます。

そして、申請していらっしゃる方は、介護度の高い3から5の方々ばかりではなく、介護度1、介護度2の方々も申請をしていらっしゃいます。

改正になりますと、介護老人福祉施設は、中重度者に重点化して介護度3以上の者というかたちになりますけれども、それでも現況のとおり自宅で全く見る方がいないとか、そのような状況に応じて入所することもあります。

そういう場合もありますので、そこら辺はこのような待機者の状況を逐次把握しながらですね、どのような方が入所されればいいのかというのを把握しながら、状況把握に努めてまいりたいと思います。

○7番 禰占通男議員 次の質問ですが、この介護施設などへの入所時に、身元保証人を必要条件としているということですが、この本市の実情はどのようになっているのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 利用料等の納入や退所時の身元引き受けなどを確実にを行うためには、身元保証人は必要であろうと考えております。

ただ、生活保護の被保護者で身寄りのない方につきましては、利用料等は生活保護費で対応する関係で、福祉事務所長が保証人となっている現状にあります。

○7番 禰占通男議員 福祉事務所長が身元保証人になる以外に、後見人制度もあると思うんですが、後見人の利用というのはいないんですか。

○佐藤祐司福祉課長 施設の入所時において、後見人の利用というのはい、私、聞いておりませんが、ただ、認知症の進んだ方の金銭管理の問題で、その制度を利用しているという方はいらっしゃいます。

○7番 禰占通男議員 介護老人保健施設ですけど、やはりこの身元保証人は絶対必要だということと、そしてまた、今、福祉課長が言われたように、身元保証人なり、そういう方がいない場合は、役所に相談してるところが1カ所あるということなども教えてくださいました。

その中で、この身元保証人が金銭的な面で負担がなければいいんですけど、身元保証人の役割は、金銭補償から治療や介護の内容、また、亡くなった後の死亡後の対処までと、幅広いわけですよ。そういう中で、身寄りがなく、話によると、都会にいる家族なんかもこっちへ来てもらって対応してもらっていると、そういう施設側の説明もありました。

実際、今、日本でこうやって年寄りが増えていく中で、この成年後見人制度を利用するのはいいんだけど、結局はこの後見人は、本人を助ける、利用者を支援する立場であって、債務の保証にかかわるものではないということになってるんですけど、今、福祉事務所長ですかね、その人がかわりになるということ、なるというか、それで対応しているということですけど、金銭的な問題というのはいないんですかね。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど福祉事務所長が保証人となっている部分については、生活保護費の被保護者の部分ですから、金銭的な部分というのはいございません。

ただ、最後の、亡くなられた場合について、福祉事務所のほうが、最後、葬祭まで行うというようなことでございます。

○7番 禰占通男議員 5番目の質問ですけど、2006年度に導入した重症患者向け7対1病床は、今後どのようになるのかお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 平成26年診療報酬改定に係る基本的考え方といたしまして、団塊の世代が75歳以上となります2025年に向けて、急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで、患者が状態に合った適切な医療を受けることができるよう、社会保障制度改革国民会議の報告書も踏まえまして、患者の負担にも留意しつつ、医療機関の機能分化・強化と連携を進め、病床の役割を明確化した上で機能に応じた充実を行うとともに、急性期を脱した患者の受け皿となる病床、主治医機能、在宅医療等を充実していくということが示されたところでございます。

具体的に申しますと、7対1入院基本料を算定いたします病床につきましては、平成18年に約4万5,000床であったものが、平成24年には約35万7,000床と急速にふえ、病床の中でも最も多くなっていることから、今回の改正におきまして、重症度・看護必要度の見直し等による患者の状態に応じた医療の提供、急性期病床の平均在院日数の短縮等により、急性期病床と長期療養を担う病床の機能分化を進め、2025年には、高度急性期約18万床、一般急性期約35万床、亜急性期約26万床、長期療養病床約28万床、それに地域に密着した病床約24万床への医療提供体制の整備が図られていくというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 この病床の目的というか、目的はこの高度な、課長が今おっしゃったように、高度の医療と集中看護で入院日数を縮めるとというのが目的だそうです。

この目的は、実現されていると思いますか。

○白澤芳輝健康課長 厚生労働省の資料によりますと、平均在院日数でいきますと、7対1病床については18日以下という、一般病棟の場合、平均在院日数が18日以下ということで、そういうことで算定されるということですが、現在の中では、一部医療機関において、言えば、そこに平均在院日数に算定されない患者さんを多く入院させることによって、7対1という入院基本料、1日当たり1,555点という診療報酬点数があるわけですが、そこを算定していることから、全体的な医療費の増加につながっているということで、今回、平均在院日数を短縮するためのさまざまな措置がとられているというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 7対1で大量に看護師が雇われたってというか、確保されておるわけですが、枕崎市で言うと、7対1の病床のこれによる雇用ですよ、これは、相当ふえたと思うんですが、その実態はどのようになっているんですか、わかったら教えてください。

○白澤芳輝健康課長 7対1病床の増加に伴って都会へ看護師さんたちが集中してしまって、結局、看護師の偏在、都会への偏在を招いてしまったという弊害があると。本市において7対1病床を採用している病床というのは公開されていないものですから、どこがどうということがはっきりつかめませんので、また当時の平成17年以前の看護師数というか、そこがどうだったかというのを資料として持ち合わせておりませんので、本市の状況についてはわかりかねるところでございます。

○7番 禰占通男議員 次の質問の入院が90日を超すと入院費が下げられるんですが、2014年10月から難病患者の特典の廃止で患者を退院させようとしむけているが、今後どのようになるのかお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 先ほども申しましたけど、今回の診療報酬改定におきまして、病床の機能分化を図るということでありまして、その中で、難病患者等の入院診療加算を算定する患者など、特定入院基本料の算定対象及び平均在院日数の計算対象から除外する、いわゆる特定除外制度と申しますけれども、これを廃止する見直しが行われております。

で、一般病棟における長期療養患者の評価については、平成24年度診療報酬改定で見直しを行った13対1、15対1入院基本料と、今回同様の見直しを行ったと。13対1、15対1入院基本料の場合については、既に特定除外制度が廃止されておきまして、今回、7対1、10対1入院病床でも、今回見直しがなされたところでございます。

厚生労働省によりますと、特定除外制度の見直し後につきましても、一般病棟入院基本料を算定し続ける場合に、仮にです、50床の病棟に長期入院の患者が2割を超える11人いても、残り39人の平均在院日数が14日以内なら、全体の平均在院日数は7対1の算定要件であります18日以内に抑えられるという試算を出しております、その7対1を算定する現在のDPC対象病院、診断群分類包括評価対象病院における平均在院日数というのは、特定除外患者を除いて14日を割り込んでおりますので、まだその難病患者等のそういう特例除外制度を廃止いたしましてもかなり余裕があるというふうに、厚生労働省の担当者は説明しているところござい

す。

○7番 禰占通男議員 7番目の質問にはいります。

2014年4月、定期巡回・随時対応型介護看護が始まったが、本市の取り組みはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 答弁の前に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これが制度として創設されたのは、2012年4月ということでございます。

それで、第5期介護保険事業計画の策定の際には、13人の市民の委員の方々で組織する老人福祉計画・介護保険事業計画検討委員会で協議をしていただいております。

その中で、24年度から新たに始まる定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの実施について御意見があり、事業所に確認いたしました結果、どの程度利用が見込めるかということについて、新しいサービスということもあり、その当時は把握が難しいということで、具体的な整備計画、目標量としては掲載できませんでしたが、その必要性は認識しておりましたので、策定方針の文章の中で、「24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの実施に向けて検討していきます」としていたところです。

最近の事業所の状況を見てみますと、通常の訪問介護のヘルパーさんの確保にも苦労しているということもありまして、この24時間サービスを実施した場合のヘルパー及び看護師の確保について、難しいと感じているようです。

ただ、在宅で暮らしていくには、このようなサービスも活用しながら、安心して暮らせる環境づくりにも努めていかなければなりませんので、今年度の策定委員会の中で市民の皆さんや関係者の御意見も伺いながら、次期計画に織り込むかどうかの協議を進めてまいりたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 今、課長もおっしゃっておりますけど、スタッフの確保、そういうのがネックになってくると思うんですが、サービスが広がらないのは看護職員不足、また、このサービスの理解不足もあると言われております。

鹿児島に、私のちょっと調べた情報と、以前、この2014年だったですかね、私もちょっとまたこの巡回を聞いたこともありましたが、鹿児島市に7件、鹿屋市に1件、指宿市に1件という状況になっていると思うんですが、今、この24時間というのは、在宅で看護するにはものすごくいい制度だと思うんですよ。

これをまた、介護関係者、介護する人、される人っていうのは、この制度自体を知っているのかどうかということは、どのようになっていますかね。

○佐藤祐司福祉課長 前回の介護保険事業計画策定の際にも、策定委員会の中に事業所の方たちは入っておりますので、サービス自体が創設されたということは御存じかと思えます。

それと、現状として26年の1月末現在で、全国で187保険者、そして411事業所がこのサービスを提供しているようです。サービスの普及は、徐々には進んでいるものの必ずしも十分ではなく、さらにサービスを普及していくためには、関係者がサービスについての理解を深め、地域のニーズを把握する必要があるというふうにされております。

ちなみに、指宿市の状況についてもお伺いしたんですが、指宿市では、1カ所の事業所がこのサービスを提供しております。利用状況をお伺いしましたところ、利用者が3人ということございまして、利用者が少ないという状況があって、経営的にですね、ほかのサービスの提供事業所と併設するかたちでしか設置は難しいんじゃないかというような話も伺っているところです。

○7番 禰占通男議員 できれば、枕崎も早く取り組んでもらいたいと思えます。

次に、ケアシステムについて質問してまいります。

午前中もちょっと、副市長からも答弁がありました。要支援者向け介護保険サービス市町村移管について、厚労省は2015年度から3年間で市町村に移管する方針を示すが、本市は対応で

きるのかどうかをお伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成27年度からの次期介護保険制度改正の中で、現在、予防給付で給付されているもののうち、訪問介護、通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、平成29年度末までに地域支援事業の形式に見直すこととなります。

具体的には、予防給付から地域支援事業に移行する訪問介護や通所介護を既存の二次予防事業で実施している事業とあわせた訪問型・通所型サービスとして整理し、配食、安否確認の生活支援サービスとあわせて、介護予防・生活支援サービス事業として位置づけるとしています。そして、現行の介護予防事業での一次予防事業対象者と二次予防事業対象者を分けずに一般介護予防として再編し、先ほど申し上げた介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とあわせて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと再編し、平成29年度までにすべての市町村で実施をするとしております。

27年度にすぐに再編されるということではなく、基準単価設定など諸条件を整えて第6期介護保険事業計画の最終年度である29年度末に移行するのではないかと考えております。

再編後の訪問型サービスや通所型サービスは、運営基準や人員基準を緩和することで、市町村の裁量に応じて従来の予防給付のような専門職によるサービスのほか、NPO法人や住民等による生活支援サービス、コミュニティーサロンなどの提供が可能になるとしています。したがって、提供体制を充実することにより、サービスの量をふやしつつ、事業費の効率化が進むことを見込んでいくということです。

ただ、本市では、新しいサービスの担い手の育成が課題になるのではないかと考えております。

なお、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の詳細な内容は、今後、介護保険法上に基づく指針として、国がガイドラインを作成し、その中で示すとしております。

○7番禰占通男議員 これが今、移管されると全国一律の介護サービスから地域の実情に合ったサービスへと転換するという事なんですが、対応ができればおくれるほど市町村の多くの対応が出来ることにより、移管された後のサービスが維持できるのか。また、市町村間によって差も出てくると思うんですけど、なるべくなら今の現状を維持する、また、今以上に対応ができるというのが望ましいんですけど、朝も今年度中に副市長からも予定っていうか、今年度中に準備すると言いましたので、なるべくなら早目に政策として取り組んでもらいたいと思います。

それで、厚労省は2012年度に導入を促しているということなんですが、これ導入が進まない原因は何なんですか。

○佐藤祐司福祉課長 何の導入でしょうか。（「だからその、包括ケアが地域では取り組んでいるところも県内にもありますし、九州管内にも何か所かあります。そういうので、なぜ取り組みがおけているのかって」という者あり）

地域包括ケアシステムの構築につきましては、全国的に見ても、先進地は取り組まれておりますが、さほど進んでいる状況にはないかというふうに考えております。

本市の状況でも、市医師会と連携をとりながら進まない、行政だけで一方的に進むわけにはいきませんので、市医師会と今協議をしながら連携をとりながら進めていくかたちで進めておりますので、その協議の状況を把握しながら、早いうちに枕崎市の地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと思います。

○7番禰占通男議員 2番目の質問ですけど、この要支援者も利用可能な介護予防・日常生活支援総合事業、ケアシステムですよね、導入して、介護保険にかかわってサービスを提供している自治体、そこが、九州管内に実際。その中に話を伺いますと、これに取り組むことにより認定の申請も減り、認定率も低下したと話してくれました。

そんなわけで、本市の今現状の認定申請の状況は、どのように推移するのかをお願いいたしま

す。

○佐藤祐司福祉課長 現在、市町村の任意事業としてある、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、県内では、肝付町と徳之島町のみが実施しておりますが、制度改正により、29年度末までには全市町村で実施をするということになります。

本市での要支援者の認定率ですが、平成23年3月末で5.1%、平成24年3月末で4.6%、平成25年3月末で4.9%とほぼ横ばいの状況であり、この介護予防・日常生活支援総合事業を導入したらどのように推移するのか、現段階では推計していないところでございます。

○7番禰占通男議員 この認定も、今、1年から2年へ延ばそうかというそういうことも審議されているようですが、この認定料は、今、幾らかかっているんですか、一人に。

○佐藤祐司福祉課長 認定の実施につきましては、南薩地区の介護保険事業組合、3市で構成しておりますが、その組合のほうで実施しております。幾らかかっているのか、利用者負担はないわけですが、作業として幾らかかっているのかについては、今、資料を持ち合わせていないところでございます。

○7番禰占通男議員 朝も課長のほうから内容についてちょっと触れておりましたが、厚労省の方針は予防給付の伸び率に上限を設定、ボランティアやNPOの活躍を求めて現状のサービスを維持する考えであるようであるが、実際ボランティアを活用して、今のこのサービスの維持というのは可能なかどうかをお伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、現在の要支援認定者の予防給付につきましては、訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の中での地域支援事業に移行し、介護予防・生活支援サービス事業として、平成29年度末までに実施することになります。

既存の事業所によるサービスに加えてNPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能になり、効果的・効率的に見守りや安否確認、外出支援、買い物、調理、清掃、ごみ出しなどの家事支援などのサービスを提供できるようになるとしております。

市としては、前年度にNPO法人が行いました傾聴ボランティア養成講座に助成を行ったところです。

また、今年度から始まりました枕崎市シルバー人材センターが行いますワンコインサービスに対して、生活支援サービスの一つの受け皿として、地域支援サービスの充実を図るためのコーディネーター育成事業として、県の補助事業の活用を今回の補正でお願いいたしております。

このような事業を活用しながら、地域での継続した支援が可能となるよう、ボランティアなどの育成を図ってまいります。

○7番禰占通男議員 ある自治体では、この団塊世代を対象にですね、ボランティアの養成講座を開設して、その方をボランティアとして利用していると、登録してですね。また、その対象者というのが、要支援1・2、要介護1までの人を登録して、今現在活躍してもらっていると伺いまして、私もそこまではもう本当に思い浮かばない状態でした。いいことを伺ったと思っております。我がこの枕崎でも、要介護1というのはちょっと、要介護1ぐらいになるとちょっと痴呆が入ったりするかもしれませんが、何かその人たちの活躍を見ていると生き生きとしているということです。

枕崎も、ぜひそういうふうに取り組んでもらいたと思います。どうでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 午前中にも答弁の中で申し上げましたが、特に地域の老人クラブの方々も、やはり担い手として重要な役割があるのではないかなと思っております。ですから、老人クラブの方々もボランティアに参加したときのポイント事業への参加等も県の中で事業が始まっておりますので、今後、その事業への取り組みもにらみながらボランティアの育成にも対応してまいりたいと思います。

要支援1・2の方々のボランティア育成につきましては、まだ今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 移管後も財源構成は変わらないということですので、対応の仕方によって相当な、市の一般財源から出さないといけないという、そういうことも何か言われておりますので、その総額を管理する方法ですね。ですから、これは本当に、取り組みが本当に重要だと思います。ぜひ成功するようにお願いいたします。

次の4番の認知症の支援について、どのような方法が考えられるのかをお伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 地域での見守り体制の構築ですが、寝たきりや認知症、ひとり暮らしなどの援護を必要とする高齢者世帯に対し、声かけや安否確認等の訪問活動を行う在宅福祉アドバイザーの育成・啓発を行っております。

毎年3月に民生委員定例会で、民生委員へ地域のアドバイザーについて依頼するとともに、公民館長へは、民生委員と協力してアドバイザーの掘り起こしなどの協力依頼文書を送付しております。

登録されたアドバイザーは、民生委員と協力して安否確認など訪問が必要な高齢者を選定し、声かけや安否確認等の訪問活動を実施し、毎月、民生委員を通じて訪問活動記録報告書を提出するよう依頼している状況でございます。

○7番 禰占通男議員 介護保険の現状とビジョン、そういうことを伝える、各地域に対してですね、この出前講座とかそういうのはどのようになっているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 出前講座の依頼がございましたら、地域に行き行って開催いたしたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 地域包括ケアシステムの、これを始めるに当たり、私の伺ったところは、介護保険が何であるか、またその財源がどのように使われているかという、住民の方々はほとんどわからなかったと。まずそこから、財源、その内容、使い道を説明するところから入ったと言いました。そしてまた、皆さんの、住民の方々の理解を得られて協力をもらえるようになったとも伺いましたので、この出前講座なりをなるべく各地域にお願いしてでも、そういう場で認知症対策とか介護保険のノウハウを詳しい皆様から、またお伝え願いたいと思っております。

次の予防対象者の把握については、どのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 要介護状態、要支援状態にはないが、その恐れがあると考えられる65歳以上の方を対象として実施する二次予防事業の対象者の把握のことであろうと思っておりますが、その流れにつきまして御説明いたします。

市内全域を、桜山、金山、枕崎校区の一部と、立神、別府、枕崎校区の一部とに分け、毎年交互に実施をいたしております。

健康課の検診等希望調査時、毎年2月から3月に行っておりますが、その調査時に、対象地区に住む65歳以上の介護認定を受けていない方に基本チェックリストを配付し、回収いたします。基本チェックリストで該当となり、既に筋トレサロンに参加している人を除いて、介護予防に関する教室への参加意向がある方を抽出いたします。対象者名簿を作成すると、対象者宅を訪問し、事業の内容説明と参加の確認を行います。参加希望者には介護予防のケアプランを作成し、ケアプランに基づき、転倒予防教室や栄養改善教室、口腔機能改善教室などの介護予防教室などに参加していただいております。

平成25年度は、161人に訪問し、参加の確認をしましたが、延べ56人の参加にとどまっております。訪問した時点で参加が必要とは思えないとか、医療機関での治療を優先したいなどの理由から参加しない場合も多いということです。

今後とも、ぜひ多くの方に参加していただけるよう、関係者で知恵を絞りながら参加者をふやしていく努力を続けたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 この基本チェックリスト、これを私の伺ったところは、もう4年前に廃止したということでした。なぜ、チェックリストを廃止したかというその理由については、高齢者見守りネットワーク情報交換会というのをつくり上げて、1年に1回、自治体の中を、30町内あるそうですけど、1年に1回、回ると。その中で直接対象者と向き合うということでした。それで絶対漏れはないという自信に満ちた状態で私に話してくれたんですが、専門の人が対面して会話しながらするということは、結局、認知とかそういうのが入ってる入ってないも、専門家ならすぐわかると思うんですよね。

だから、家族でも毎日一緒に暮らしていると認知の状態もわからないで、何ていうか重症になってから右往左往するのが今現実だと思うんですが、先ほども申しましたように、枕崎でも、やはりこういった取り組みを、検討をお願いしたいと、私の要望でお願いいたします。

一応、以上で私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第55号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、5月に実施されました税務調査において源泉所得税の税額算出の誤り等が指摘され、加算税等の納付の必要が生じたことに伴い、収益的支出において、医業外費用を420万8,000円増額しようとするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○9番 沢口光広議員 どうしてこのような基本的なミスというんか、があったのか。

これは、この単年度違って、きょうもらった資料を私見たところ、22年からこのような計算ミスが続いているわけですか。

そこら辺、ちょっと教えていただけませんか。

○園田勝美市立病院副管理者 まず1点目ですけれども、基本的なミスではないのかということですが、確かに税務署の調査の中で言われましたことは、当月に支給した給与に対しての税金というのは、正しく翌月の10日までに納税されなければならないということでございます。

ただ、現実的には、翌月の10日までに納付をしておりましたけれども、例えば税額表の甲欄と乙欄の適用誤りがあったり、あるいは一律課税の10%課税が税額表を適用しなければならない、あるいは3%課税の部分が10%課税であるというような基本的な指摘を受けたところがございます。

ただ、月々の部分につきましては、確かに税務署から指摘を受けたとおりでございますけれども、各年度、毎年、医師の場合は確定申告、職員の場合については年末調整を行っておりますので、年税額に差異は生じていないということでございます。

それと、22年度からずっと続いているのかということでございますけれども、今回の税務調査というのが過去5年にさかのぼってということございましたので、同様の指摘があったということでございます。

○9番 沢口光広議員 きょうもらったこの1枚の資料ですね、この4番目、この4番の加算税及び延滞税見込み額、これを合わせると幾らですか。結局、幾らの金額というんですか、こういう追徴課税、金額的にいったら幾ら要するのかわせていただけませんか。

○園田勝美市立病院副管理者 まず、追徴税額でございますけれども、これはお配りをしており

ます資料の2番目にありますとおり、総額で約2,880万程度ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これにつきましては、確定申告の中でほぼ全額が納められております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、月々の納税額に不足が生じているので、一たん追徴税額分を本税として納付をいたしまして、その納付をした日までの日数分に対して延滞税が加算をされるということでございます。

それと加算税につきましては、それぞれの月の不足している額についての10%相当分ということでございます。

それで4番目にありますとおり、285万8,000円の加算税と延滞税が今135万円程度ということで、先ほどの提案理由の中でもありましたとおり、420万8,000円を今回、病院の収益的支出のほうに計上したということでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、6月13日に設置された予算特別委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時11分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成26年6月27日)

平成26年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成26年6月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	49	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
2	50	枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	51	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	52	枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について	〃
5	54	公の施設の指定管理者の指定について	〃
6	請1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願	〃
7	請2	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願	〃
8	53	枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について	産厚
9	47	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予特
10	48	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
11	55	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
12	56	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書	
13	57	地方財政の充実・強化を求める意見書	
14	58	枕崎市議会基本条例の制定について	
15		農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について	

16	継続調査申し出について	
17	議員派遣について	
18	枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員

10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

8 番 城 森 史 明 議員

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

次に、日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教副委員長に報告を求めます。

吉松幸夫議員。

[吉松幸夫総務文教副委員長 登壇]

○吉松幸夫総務文教副委員長 おはようございます。

総務文教委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、法人市民税に係る法人税割の税率の引き下げ及び軽自動車税の見直しがなされたこと等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

改正の具体的内容については、まず、地方法人税の創設により、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、平成26年10月1日以降に開始する事業年度以降分から、本市で採用している法人市民税の法人税割の税率について、現行の制限税率である14.7%を改正後の制限税率である12.1%へ2.6%引き下げるもので、以下、影響額については、平成24年度の決算ベースの試算で申し上げますが、平成27年度以降に約2,000万円程度の影響が生じるということでもあります。

次に、軽自動車税の税率については、原動機付自転車、軽2輪、小型2輪は、最低を2,000円として約1.5倍に、3輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車については、自家用の乗用車は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引き上げるものであるということです。

新税率については、原動機付自転車、軽2輪、小型2輪、小型特殊自動車については平成27年度から適用され、370万円程度の増収となり、3輪及び4輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新規登録されたものに対し平成28年度から適用され、約170万円程度の増収となるということでもあります。

また、3輪及び4輪以上の軽自動車については、軽自動車のグリーン化を推進するため、経年重課制度として、新規登録から14年を経過した車両に対し税を重くする税率の特例が平成28年度から適用されることとなり、これにより31万6,000円程度の増収になるということでもあります。

そのほか、法人税法及び租税特別措置法等の改正並びに固定資産税に係るわがまち特例の拡大に伴う条文整備がなされております。

外国法人に係る条文の整備に関連し、今般の税制改正に伴う外国法人に対する課税制度の変更点についてただしましたところ、国際的な法制度の中における二重課税を防止するため、外国法人に対する我が国の課税方式をOECD各国の課税方式に合わせるための制度の変更がなされたものであるということでもあります。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の額を改定しようとするものです。

今回の改定は、消防団員の待遇改善を図ることを目的として、5年以上勤続して退職する団員に支給する退職報償金の最低支給額を20万円に改めるほか、一律5万円を引き上げるものであります。

委員からは、消防団員の確保については、市内の事業所等に理解をいただくための啓発を十分行っていただきたいという要望がありました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部改正等が行われたことに伴い、火を使用する器具等の取り扱いに関する基準を強化するほか、屋外における催しに係る防火管理体制の構築を図るため、所要の条文の整備等をしようとするものです。

改正の内容は、縁日や花火大会など、多くの人が集まる催しにおいて、火を使用する器具や火災の発生の恐れのある器具を取り扱う場合には、消火器を準備することや、大規模な催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防に関する業務計画の作成・提出を義務づけるものがあります。

本市においては、きばらん海という大きな祭りがありますが、今回の改正内容については、条例議決後、実行委員会の役員に説明するとともに、広報紙やホームページ等で周知を図っていききたいということでもあります。

また、防火担当者については、国の指針は、特段、資格等の定めはないということであるが、その任務として、関係者に対する火災予防上必要な業務に関する指示を行うことから、他都市の状況等を参考に、今後、その取り扱いについて研究していききたいということでもあります。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

本件は、枕崎市過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

平成22年に過疎法の改正が行われておりますが、改正時においては、過疎市町村指定要件のうち、中期人口減少要件の基準年次と減少率を、昭和55年から平成17年の間に人口減少率が17%以上であることと定めたのに対し、本市の同期間の人口減少率は16%であり、本市が過疎市に指定されなかったことは御承知のとおりであります。

この過疎法改正の衆参両院の総務委員会審査において、法改正後3年をめどに、平成22年の国勢調査結果等を勘案し、必要な措置を講じるということが言及されておりました。

さきの国会に提案された過疎法改正案については、この必要な措置に関する改正内容が盛り込まれ、中期人口減少要件の基準年次と減少率を、昭和60年から平成22年の間に人口減少率が19%以上であるということとするほか、過疎債適用の対象事業の追加を行うなどの改正が行われました。この間の本市の人口減少率は22%であるほか、過疎法に規定されている財政力要件等も該当することから、本市が過疎市に指定されたという経緯であります。

なお、財政力に係る要件については、平成22年度から平成24年度までの3カ年の財政力指数の平均が0.49以下で、本市の場合、0.36となっているということでもあります。

今回の計画は、基本的な事項から、その他地域の自立促進に関し必要な事項までの10項目を過疎法第6条第2項に列記されている項目に沿って記載をしておりますが、このほか、いずれも他の法令の規定による地域振興計画と調和が保たれ、広域的な社会経済生活圏の整備の計画に適合するように定めなければならないこととされておりますので、第5次枕崎市総合振興計画、鹿児島県過疎地域振興方針との整合性をとるということで、計画策定に当たったということでもあります。

過疎債のソフト分の発行限度額については、財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値として、団体ごとに発行限度額が設定されているもので、本市においては6,750万円ということで、県から通知がなされているということでもあります。

また、ハード分については、各団体の限度額というのは設定されていないが、国が毎年度策定する地方債計画の範囲内で発行がなされるということです。

平成26年度の地方債計画においては、一般会計債の総額4兆7,881億円のうち過疎債は3,600億円で、割合としては7.5%になるということです。

なお、過疎債の充当事業については、各年度の予算編成等の中で判断していくということであり、

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、枕崎ヘリポートの指定管理者として、平成31年3月31日までを指定期間として、南薩エアポート株式会社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

ヘリポートの指定管理者としては、航空法に関する一定の理解があること、運用時間内には管理事務所に常時2人以上の人員配置が可能な体制がとれることが求められているが、同社は、枕崎空港の管理委託業務を長年にわたって請け負ってきた実績から、ヘリポート管理に必要な航空法上の知識に一定の理解があることや、運用開始後のヘリポートを拠点として引き続き航空機への給油業務を行うとともに、隣接するターミナルビルに営業拠点及び人員を配置していること等から、枕崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない選定を行ったということであり、

本件は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、枕崎市明和町の揚村浩文さんから今門求議員を紹介議員として提出されたものであります。

本件は、採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

次に、日程第7号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、枕崎市桜木町の上野稔さんから今門求議員を紹介議員として提出されたものであります。

本請願については、地方財政の充実・強化を求めるということは当然のことであるものの、請願項目第8項の「行革指標に基づく交付税算定を改めること」を採択すべきかどうかについて、委員の意見が分かれています。

平成25年度においても、地方公務員給与を国家公務員と同様に7月から削減を行うということで、地方財政計画による交付税も削減されたが、そのかわりに防災事業や、地域の元気づくり事業費が創設されている。これは、人口を基礎にした配分に加え、ラスパイレス指数と職員数の削減率について加算されるような措置が行われており、このように「行政改革に取り組んでいる自治体には加算するという措置を改めること」というのはいかがなものかと考える。したがって、この項目を採択することはできないといった意見。

一方、本来、地方交付税なるものは、きちんと定率を定めて地方におろしていくべきもので、地方の職員の定数削減・人件費の削減といったものが前提となることは、地方交付税の本旨にそぐわないものである。財政自治・地方自治という観点からも、このようなやり方は財政のあり方として問題であるという立場から、この項目が出されているものであり、理解を示すべきであるといった意見が出されました。

また、請願項目第4項の「法人事業税について、現行の外形標準課税の充実を図ること」につ

いては、これがどのような中身になるのか、まだ具体的に示されておらず、場合によっては、地方の中小企業に影響を及ぼすことも懸念されるので、意見書を提出する場合は、「地方の中小企業に配慮する」ということを盛り込んでほしい。さらに、本請願は、現時点においては継続審査とし、その具体的内容がはっきりするまでは保留すべきであるといった意見が出されました。

このように、本件については、継続審査にすべきである、また、請願項目第8項については採択・不採択と意見が分かれておりましたので、本件の採決においては、まず、継続審査とすることかどうかを諮り、これは、賛成少数で否決され、その後、請願項目ごとに採決した結果、請願項目第1項から第7項までの7項は全会一致で採択、請願項目第8項は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書については、すべての請願項目の採択に賛成した総務文教委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○9番沢口光広議員 私は、請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願、今、総務文教のほうから報告がありましたが、この8番ですか、「行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、この算定を改めること」、この8項目が、私から見ても明らかにおかしい。次の2点をお尋ねいたします。

この請願第2号、県下19市で、この文面が、文書が、ほかの市町村に提出されているのかどうか、それが1点。

それから先日、総務文教で表決をとったそのときの賛成者、反対者、きょう改めてこうしてお話をしているんですね、表決、簡単に言うならば、先日賛成の方が、きょう反対に手を挙げる、先日反対だったけど、きょう話を聞いて賛成に手を挙げる。この2点をお伺いいたします、まず。

○立石幸徳議長 ただいま沢口議員のほうから2点ほど質疑が出されておりますが、1点目のほうは、副委員長のほうで説明があるかと思いますが、2点目についてはですね、委員長報告に対する質疑にはなじまないというふうに考えますので、それを踏まえて総務副委員長のほうで答弁をいただきたいと思っております。

○吉松幸夫総務文教副委員長 今、御質問ありました県下19市に請願が出されてるかということでもありますけれども、総務文教委員会では話は出ませんでしたので、お答えはできません。

○9番沢口光広議員 私はですね、皆さん、今一度、今一度、6月5日付の南日本新聞を読んできてほしい。この請願が提出されたのも6月5日です。

南日本の6月5日の地方交付税、活性化実績でプラスアルファというんか、配分を加算すると書いているんですよ。簡単に言うたらですね、この8項目を何回読んでも、現自民党政権、安倍政権に反対というんか、否定するような項目じゃないですか、この8項目。この採決結果によっては、鹿児島県知事、簡単に言ったら総理府、総務大臣、安倍総理までいくわけなんですよ、枕崎の表決結果というのが。簡単に言うたら枕崎の恥になりますよ。今一度ですね、この新聞等を読んでいただいて、枕崎は行財政改革をやっているじゃないですか、一生懸命。一昨年秋から13回にかけて、堂々と胸を張ってですね、このどう言うんかな、表決、この表決、8項目だけは、私はどうしても納得いかない。そのような意味においてですね、また、今一度、皆さん、検討していただきたいなと思っております。

○立石幸徳議長 総務副委員長は、答弁はございますか。（「9番」と言う者あり）沢口議員、質疑の時間ですので質疑を行っていただきたいと思っております。最後の質疑ですので、沢口議員。

○9番沢口光広議員 この提出者4名、どうしてこの8項目、これは私は継続審査にすべきだと思うんですけど、4名の提出者に、どうしてこの賛成の、この提出をされたのか、それぞれ私は

意見を聞きたいです。

○立石幸徳議長 沢口議員、委員長報告に対する質疑ということで整理をしていただきたいのですが、改めてその4名の提出者に、具体的にその委員長報告との……、うんうん、ですから具体的に質疑があるのであれば、そういうかたちでやっていただきたいと思います。その具体性がないということであれば、ただいまの沢口議員の発言は意見ということで整理をいたしますが、よろしいですか。（「9番」と言う者あり）いや、具体的な質疑がありますか。（「だからこの8項目ですよ。9番」）沢口議員、具体性があったら質疑を出してください。

○9番沢口光広議員 この8項目がどうしても納得いかんのですよ。私は自民党党员です。安倍政権、安倍政権一生懸命やってきてるじゃないですか。

○立石幸徳議長 沢口議員、質疑をしてください。

○9番沢口光広議員 だからね、4名の提出者に、この8項目、これを納得して提出されたのかとお尋ねしたいんですよ、8項目を。私も1から7項目までは一応納得しているんだけど、この8項目は非常に難しい問題が含まれておるということを、我々枕崎市議会、市議会議員は知っておく必要があると思うんです。

○立石幸徳議長 沢口議員の今の発言内容は、質疑とはちょっとなじまないということで、議長のほうで整理しますので、ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 私は、議案の第49号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定についてと、議案の第54号公の施設の指定管理者の指定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、49号ですが、近ごろの経済不況の中、都会では車を手放したり軽自動車に乗りかえたりする傾向にあるといます。本市においても、軽自動車の普及はますます広がってきているのではないのでしょうか。市民にとっては所得の低迷が続く中、税を含めた自動車の維持費の負担が重くなってきています。そうしたことから、価格や維持費が比較的安い軽自動車の需要がふえてきていると思います。また、公共のバスや電車の便が少なかったりして、多くの人が買い物や通院などに車を利用します。それも一家に複数台。子供が成長するにつれて、5人家族なら5台必要という家庭もあることでしょう。

本市においては、このように住民の重要な移動手段となっています。また、原付二輪車は、通勤に利用するのはもちろん、高校生の通学の足ともなっています。このように、今回の軽自動車税増税は仕事や暮らしなど困難を抱える地方に住む住民ほど負担増の影響が大きいかと思います。

そもそもこの増税は、国が自動車業界の要望にこたえて、自動車取得税を減税・廃止をしたり、その減税のツケを軽自動車税の増税で賄うとしていることです。このことは消費税の増税に加えて、市民に対して二重の負担を押しつけるものです。

以上のことから、反対いたします。

そして、議案第54号ですが、これは、指定管理者制度が適用されてから、次々に公の施設が民間にゆだねられていきました。本当にこれでいいのかと思うところです。

指定管理者制度の導入によって、利用者に満足のいくサービスを提供したり、多様化する住民の要求に効率よく対応できるようとか、民間事業者の力を活用して、今まで自治体が管理していた経費の削減など、自治体の財政負担を少なくすることができると言われてきました。

しかし、本市のサン・フレッシュ枕崎や市立図書館、どの施設にしても指定管理者が公の施設

の管理運営をするということで、市の担当課の職員は施設を十分に把握できなかつたり、また施設の抱える問題や住民の声も届かなかつたりするのではないのでしょうか。

今回の枕崎へりポートの管理にしても、市は、事業報告書などによる書類上の確認で終わってしまうのではないかという懸念もあります。

以上のことから、反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号について、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第2号から第4号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号から第52号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号について起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は、可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第7号については、委員会において請願項目ごとに採決しておりますので、本会議においても請願項目ごとに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第7号中、請願項目第1項から第7項までの7項については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号中、請願項目第1項から第7項までの7項は、採択と決定いたしました。

次に、日程第7号中、請願項目第8項について、起立により採決いたします。

日程第7号中、請願項目第8項は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、請願第2号中、請願項目第8項は、採択と決定いたしました。

この結果、請願第2号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第8号枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、枕崎市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結したいので、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

工事の概要については、枕崎終末処理場の水処理設備である最終沈殿池設備及び電気設備の中央監視設備の更新を行うもので、日本下水道事業団と随意契約により、協定金額3億円、実施年度は平成26年度及び27年度として協定を締結しようとするものであります。

委員からは、一般競争入札を含めて、日本下水道事業団以外に選択肢はないのかとただしたところ、今回の議案の工事については、これまでの経験や専門的技術者を擁していること、さらに、今後の維持管理等を考慮した場合、日本下水道事業団が妥当であるということであります。

また、下水道使用料についても指摘があり、消費税などの経済の状況を見ながら、使用料の改正を検討していきたいとのことであります。

本件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、可決されました。

次に、日程第9号から第11号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

中原重信議員。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第9号から日程第11号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は、委員長に中原重信、副委員長に新屋敷幸隆委員を互選いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第9号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、予算総額を98億5,390万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.6%の伸びとなります。

地方債の補正は、消防署庁舎耐震補強事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、一般職人件費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、天体・ソーラー科学館施設整備事業などであります。

これらの補正財源については、県支出金、諸収入、財産収入、繰越金、寄附金、繰入金、市債並びに使用料及び手数料の増で措置したということです。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、地域人づくり事業が創出され、今回、魚屋職人育成事業など7事業を計画して実施するもので、事業実施期間は、いずれも平成27年3月までを予定しているとのことでもあります。

地域人づくり事業の趣旨は、地域経済を活性化するため、地域における産業や社会情勢等の実情に応じた多様な人づくりによって、若者や女性及び高齢者の潜在能力を引き出し、雇用拡大可能な環境整備を行うとともに、賃金上昇等の処遇改善の取り組みを推進するものであり、雇用拡大プロセスと処遇改善プロセスが設けられているということです。

商店街空き地空き店舗事業補助は、平成24年度開始分の2事業所及び平成25年度末に申請のあった1事業所の家賃補助と、平成26年度に新たに申請のあった1事業所の改装費及び家賃補助、さらに、近く申請したい旨、事業協議のあった1事業所の改装費及び家賃補助の額から、当初予算で計上した額を差し引いて、今回、補正を行っているということです。

商店街の活性化対策については、平成24年度の途中から平成28年3月までの、がんばる商店街づくり事業補助など、活性化に取り組んでいるところであるが、補助額や内容等については、今後必要に応じて検討を行っていききたいとのことでもあります。

コンカツプロジェクトは、友好都市の稚内市との新たな交流事業として取り組むもので、市内8団体で設立し、負担金は、その事業に伴う運営負担金で、事業内容は、コンカツ料理開発、情報発信、婚活イベント開催、稚内市と共同による観光PR物産展の開催等であるとのことです。

消防施設に係る過疎債の充当については、消防車両などは対象となるが、庁舎については、対象とならないとのことであり、消防庁舎については、移設改築ではなく、現施設を使っていくという方向で考えているとのことでもあります。

委員から、コンカツ事業について、少子化や人口減少への対策として、結婚の相談業務ができるような事業もできないものか検討してほしいとの要望がありました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、予算総額を44億7,374万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し6.3%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び特定健康診査等事業費の増額と介護給付費・地域支援事業支援納付金の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金、県支出金及び諸収入の増と前期高齢者交付金の減で措置したということです。

前期高齢者の交付金の減についての主な理由は、概算分において調整対象基準額が増加したことと、概算交付額が減少したことによるものであるとのことでもあります。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、5月に実施された税務調査において、源泉所得税の税額算出の誤り等が指摘され、加算税等の納付の必要が生じたことに伴い、収益的支出において医業外費用を420万8,000円増額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億4,510万8,000円に対し、総費用6億9,840万2,000円となり、1億5,329万4,000円の純損失となる見込みであるということです。

今回の税務調査で指摘された事項については、1点目に、税額表の適用の錯誤については、非常勤医の場合、源泉所得税算出時の税額表の適用において、一律10%課税という扱いをしてい

たが、税額表の月額表乙欄を適用するように、また、病院の経営評価委員の報酬は、一律3%課税という扱いをしていたが、日額表の乙欄を適用するようという指摘を受けたこと。

2点目に、宿日直手当非課税扱いの錯誤については、1日につき4,200円の金額を非課税として事務処理していたが、4,000円だけしか非課税対象にはならないという指摘を受け、差額の200円分が課税対象になるということ。

3点目に、医師宿舎家賃相当額課税の錯誤については、平成25年3月の医師宿舎の新築に伴い、新たに管理規程を定め、その中で医師の確保ということで、使用料は無料とするという規定を設けていたが、経済的利益を受けることになるということで、その家賃相当額については課税対象にするということ。

4点目は、保険料控除等の錯誤については、寡婦控除が源泉徴収義務者への届け出がなかったことと、地震保険料と通常の損害保険料等が二重計上されている部分があり、地震保険料の部分を除くというような指摘を受けたということです。

追徴となった主な事由の中で、税額表の適用錯誤については、各年度、医師、病院職員ともに確定申告もしくは年末調整により、個人の年税額は確定しているが、税務署からの指摘は、源泉徴収した翌月に、適用する税額表どおりに納められているかどうかということであり、税法上は、その翌月の10日までに源泉徴収義務者は納付しなければならない義務があるため、不足していた差額分について事務処理上延滞されたということになり、その部分について、延滞税、加算税がつくことになるということでもあります。

なお、公立病院の源泉徴収に関する税務調査は他府県でも入っており、全国的に調査されているとのことで、県内では現在、本市市立病院のみであるということです。

また、源泉徴収義務者としてのこれまでのやり方については、正しいとの認識でやっていたもので、決して過少申告というようなことではないが、今回、総体的にすべての指摘を受けた部分については是正を行っていくということでもあります。

委員から、今回のような事態は、今後も起こり得る可能性があるわけなので、行政としてもやはり研修等を受け、点検や確認をしていくことも必要ではないか、また、お互いの職員の資質を高めること、それと職員同士の相互牽制によって、こういうことがないように今後見直しをされたいといった意見や、今回のことは極めて重大なことだと受けとめている、何が原因だったのかということは、しっかりと市民に明らかにしていただきたい。また、責任問題など、きちっとした態度で示していただきたいという指摘・要望があり、責任の問題については、一通りの税務署とのやりとり、実施事務手続等の終了後に、改めて病院事業管理者と協議し対応していくとのことでありました。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第55号枕崎市立病院事業会計補正予算について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

税務署が調査に入ったことについてですが、この枕崎の市立病院は、これまでも枕崎の顔として住民に信頼され、住民の誇りにしている公立の病院です。特に、市立病院、小児科の診察や病児保育に期待が寄せられていたところです。本当に、なぜこういうことが起きてしまったのか残念でなりません。単純な計算間違いや、基本的なミスで済まされる問題ではないと思います。わ

かっついながら、気づかぬふりをしていたのではないかとと言われてもいた仕方ない出来事です。

5年間さかのぼった追徴税も420万8,000円という、決して小さな額ではありません。これをうやむやにするのではなく、事の真相を市民に明らかにした上で、市長を初め、管理者としての責任を明確にすべきです。

以上の点から反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第9号及び第10号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び第48号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号について起立により採決いたします。

日程第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○4番今門求議員 議案第56号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていない。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小・中・高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備

が不可欠である。

こうした観点から、平成27年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請する。

1、小人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、鹿児島県枕崎市議会。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○4番今門求議員 地方財政の充実・強化を求める意見書。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な

協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、下記の対策を講じるよう、強く要請する。

1、地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

3、復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4、法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、地方の中小企業に配慮し、現行の外形標準課税の充実を図ること。

5、償却資産に係る固定資産税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6、地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。

また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8、行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日、鹿児島県枕崎市議会。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番沢口光広議員 先ほども言いましたが、この議案を慎重に判断・検討しないことには、大きな過ちを犯すことになる。枕崎市議会、これ世間に恥をさらけ出すことになる。国や県に枕崎市議会、どうしてるんだと言われることになりかねないと私は個人的に思っておりますが、保留、継続審査にできないのかお尋ねいたします。

○立石幸徳議長 ただいまの沢口議員の質疑を含めた発言ですが、上程中の案件、既に上程され

ていますので、その上程に沿ったかたちで質疑を行っていただきたい。提出者に対する質疑を行っていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○立石幸徳議長 暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○立石幸徳議長 再開いたします。

吉嶺周作議員。

○14番吉嶺周作議員 議案番号57号地方財政の充実・強化を求める意見書に対し、自民党員を代表いたしまして、反対の立場で討論いたします。

この1項目目から7項目目までは問題ありません。最後の、先ほども質疑がありましたが、8項目目の文言は、行革に積極的に取り組んだ自治体に対し、地方交付税の加算はするべきではないという意味の意見書でございます。

私たちは、今まで第2次集中改革プランを中心に、平成22年から25年まで実施してまいりました。また、平成23年から24年にわたり、行財政改革調査特別委員会を設置し、小委員会を含め、延べ13回委員会を開催し審議してまいりましたが、この8項目目の文面はそれを全否定する意見書の内容となっております。

したがって、議案57号に対し反対いたします。

○立石幸徳議長 次に、沖園強議員。

○12番沖園強議員 先ほど総務委員会の委員長報告に対する質疑等でも出ましたし、委員長報告でもあったんですが、まず、請願とは何ぞやということじゃなかろうかと。請願は、その請願者の願意を我々はどうか判断するかということになっていくんじゃなかろうかと私は思っております。ましては今、8項目で討論がございましたが、この行革指標に基づく地方交付税の算定、これを加算、加算をするなど、加算措置をするなどというようなことにはつながらないと。

1項目でもはっきりと出ているんですけど、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定する、ここは認めているんですよ。国と十分な協議をしながら、地方財政の、地方自治、地方分権の理念に反するものであるというような願意がここに含まれていると思うんですよ。我々は、地方自治に携わる地方議会として、そういった国に申す機関でもあります。

そういった意味で、私は賛成いたします。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

日程第13号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、本日の出席議員は、すべて提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由、質疑及び討論は、省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、禰占通男議員の退席を求めます。

[禰占通男議員 退席]

○立石幸徳議長 農業委員会委員の任期満了に伴う議会の推薦する農業委員の後任について、市長から推薦依頼がありました。

お諮りいたします。

議会が推薦する農業委員は1名とし、禰占通男議員を推薦してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、禰占通男議員を学識経験を有する農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

禰占通男議員の着席を求めます。

[禰占通男議員 着席]

○立石幸徳議長 次に、日程第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用し、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第18号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、簡潔に願います。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○12番沖園強議員 私、地場産業センターについて、若干お尋ねしておきたいと思います。

今回から決算報告書の様式が若干変わっているんですけど、ちょっと、前年度までの決算書と比較対照するのにわからない点がございましてお聞きしたいと思います。

まず、今まで一般会計あるいは販路事業部門、そしてまた販路対策ですかね、それと産業振興対策、食堂事業、これを押しなべてといいますか、細分化したと言えればかえってわかりやすいのかなとも思ったりもするんですけど、公益事業、収益事業、そして法人という部分に分けてございまして、今までの、さっき言った一般、販路対策、産業振興、その食堂事業、それがそれぞれどこに該当するのか、お示しいただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 平成25年4月1日に、財団法人南薩地域地場産業振興センターから公益財団法人というふうなかたちに移行したわけでございます。

会計方式について、以前は、一般会計、それから販路対策事業特別会計、地場産業振興対策事業特別会計、食堂事業特別会計という4会計で振り分けて経理を行ってきたところでございます。

公益財団法人への移行に伴いまして、会計経理手法につきましては、1本の会計手法となったところでございます。その中で、部門的に公益事業、それから収益事業の1、収益事業の2というふうなかたちでなったところでございます。

その内訳といたしましては、公益事業につきましては、南薩地域内の地場産品の普及についての会計、それから収益事業の1施設利用促進事業、これは館内施設利用、これには、これまで食堂会計を委託事業として特別会計を持ってございましたけれども、この分の委託事業は、そういうふうな計上はせずに、テナント料と会館使用料というふうなかたちに組み込まれております。あと、収益事業2は交流販売事業、これは南薩地域以外の地場産品の経理となっております。あと、法人は法人管理事業ということで、事務所の管理というふうな事業となっております。

○12番沖園強議員 そうするとですね、7ページで施設利用促進事業の正味財産増減計算内訳書なんですけど、施設利用促進事業の中で、施設利用が利用促進ということで409万上がっておりますよね。この内訳は、前年度までは食堂事業の一般会計への繰入金、施設利用料ですよね。それが132万程度あったと。その内訳はどうなっているんですか。

○下山忠志水産商工課長 施設利用促進事業の409万円の内訳でございますけれども、議員がおっしゃるように、132万円の食堂の賃借料、施設利用費です。その部分と、そのほかの3階ホールでありますとか、ほかの施設の利用料が入っているというふうに認識しているところでございます。

○12番沖園強議員 そうすると、一番気になるのが最後のお尋ねになるんですけど、販路部分ですよね。販路対策事業、交流販売と地場産品展示の部分で1億2,900万というようなことにな

っているんですが、24年度決算までのと比較すると、それは減っているのかふえているのか、どうなんですか。販路対策、前年度の販路対策の部分でいきますと1億2,700万というようなことだったんですけど、そういう比較ですとどうなんですかね、地場産業センターの販路部門というのは。

○下山忠志水産商工課長 前年度との比較では、単純に比較できない部分もございますけれども、平成25年度、先ほど申しましたように食堂事業は別個となったところがございます、あと販路対策では、物産展の売り上げ、それから売店の売り上げというふうなかたち、それから県内物産館での委託販売というふうなものが含まれておりましたけれども、その3部門についてになりますが、物産展の売り上げは、約150万程度減になったというふうなかたちで認識しております。

これは、県外大消費地でのデパートが、物産展の会期を縮小したことによる要因が大きいものと考えております。県内物産館における委託販売の売り上げにつきましては、約260万程度の増になったというふうに認識しているところでございます。要因といたしましては、物産館の新規開拓があったことが大きな要因であるというふうに伺っているところでございます。

あと、売店の売り上げにつきましては、約180万程度の増となっているというふうに認識しております、この要因につきましては、4月の枕崎駅舎のオープン、あるいは枕崎船人めしの人気、会館利用者の増加、これが要因であるというふうに認識しているところでございます。

○立石幸徳議長 次に、沢口光広議員。

○9番沢口光広議員 1点お聞きします。

地場産業振興センター、こうして分厚い資料がたくさんあるんですけど、経営状態は、総体的によくなっているのか悪いのか、黒字であれば幾らの黒字だったのか、赤字だったら幾らの赤字だったのか、それをちょっと教えていただきませんか。

○下山忠志水産商工課長 全体的に申しますと、経常損益は960万程度の赤字、経常外収益と経常外費用を加えた当期損失についても約620万程度赤字でございますけれども、前期と比べると損失を530万程度圧縮をしているというふうなことでございます。それで、減価償却等でございますので減価償却等を踏まえると、250万程度の黒字になっているというふうなかたちに認識しております。

○11番吉松幸夫議員 お魚センターについて、ちょっとお尋ねします。

26年度の予算書なんですけど、テナント料の収入が26年度に関しては、約130万程度少なく計算されておりますが、この内容をちょっと教えてください。

○原田博明水産商工課参事 26年度のテナント収入でございますが、25年まではですね、チャレンジショップで1者、1区画ですね、テナントを借りておりましたので、その業者が2年間のチャレンジショップが終了いたしました。終了して、そのテナント料が減ったということになります。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○9番沢口光広議員 お魚センター、お魚センターにあって、この1年間、これは総体的に見てどうだったのか、赤字経営だったのか、幾らの黒字経営だったのか、お教えていただけませんか。

○原田博明水産商工課参事 お魚センターの損益につきましては、資料の2ページ目にあります損益計算書を見ていただければおわかりと思いますが、最終的に当期純利益につきましては、272万5,775円の純利益、黒字になっております。全体的な流れといたしましては、ゴールデンウィーク等、お客様の流れもよかったというふうに感じております。

○11番吉松幸夫議員 また、お魚センターのことですけれども、このテナントの件なんですけど、今、合計で何者入っているのか、それと、このテナント料も含めてですけれども、このテナントとして入っているところの会社がですね、今、売り上げがどういったかたちになっているか、ま

たはそのテナントの負担といいますか、その辺の内容がもしわかれば、できる範囲で。

○原田博明水産商工課参事 現在、お魚センターで出店しているテナントにつきましては、6者出店しております。内容につきましては、それぞれの内容でございますので、ここでは答弁は差し控えたいと思います。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成26年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成26年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①沢口 光広	過疎債の有効活用について	<p>1 本市は、過疎債適用地域に指定されたが、具体的には、どのような事業に活用して取り組んでいく予定でいるのか</p> <p>2 「枕崎市過疎地域自立促進計画書（案）」に、いろんな事業計画が載っているが、産業振興（農林水産業、畜産業、商業）及び起業促進（6次産業化）には、積極的に過疎債を有効活用して雇用の充実等を図っていく必要があるのではないか</p> <p>3 人口減少に歯どめをかけるような事業に過疎債を適用することが急務だと思われるが、どのような事業、対策が考えられるか、当局の見解を伺いたい。 なお、本市として、過疎債は最大限何億円ぐらい使えるのか</p> <p>4 市役所庁舎は、建築してから60年近く経過しており、耐震補強は当然行わなければならないが、この際、過疎債を使って大がかりなりフォーム、改装等を行う必要があるのではないか</p> <p>5 民間の有志達が、活力あふれた枕崎まちづくりを目指して「七夕の会」6回目の開催に向け、夏の風物詩イベント計画を立て取り組んでいくが、助成金（補正）は組めないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	地域包括ケアシステム等について	<p>1 現在、本市の高齢化率、高齢者数、高齢者単身世帯数はどうなっているのか。 また、2025年の本市の高齢化率、高齢者数は、どれくらいと見込んでいるのか</p> <p>2 現在、本市の要支援、要介護者は何名いるのか。 なお、孤独死、認知症者、行方不明者は何名いるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 昨年度の本市の高齢者の死亡場所は、施設・病院での死亡が何人で、在宅死は何人か</p> <p>4 現在、本市の医療、介護等の施設、ベッド数、介護従事者数等は、不足して運営に支障はきたしていないのか。 また、高齢化に拍車がかかっている今日、各関係機関等と10年後、20年後の対策の検討等も行われているのか</p> <p>5 地域包括ケアシステム及び、その構築に向けての現在の取り組みを伺いたい</p> <p>6 地域包括ケアシステムが真に機能するには、地域包括支援センターの役割が重要となる。 また、地域の互助組織が機能することが大事であると思われるが、今後どのように対応して取り組んでいく予定でいるのか伺いたい</p> <p>1 枕崎空港跡地の太陽光発電工事及び本格運用は、当初の予定どおり順調に進んでいるのか。 なお、本市への借地収入契約及び天文台設置計画も当初のとおりであるのか</p> <p>2 最近、本市のいたる場所で太陽光発電工事が進められているが、行政の関係各課は、事前に設置情報等は把握しているのか</p> <p>(1) 現在、本市内で太陽光発電工事は何か所行われているのか。 なお、農地法等に違反して設置されている箇所はないのか</p> <p>(2) 太陽光発電が設置されることで、本市への税収は幾らくらいが見込まれるのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
太陽光発電工事等について			

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②豊留 榮子	集団的自衛権の行使について	<p>(3) 全国各地で太陽光発電が設置されているのを多く見聞きするが、本市としては、この太陽光発電、風力発電等を推奨していく予定でいるのか</p> <p>1 安倍首相は、歴代内閣が「集団的自衛権」の行使は許されないとしてきた憲法の解釈を変える動きを強めている。憲法9条を無視して、日本を戦争する国につくり変えようとしている。このことについて市長の見解を</p> <p>2 国連憲章に定められている「集団的自衛権」の発動とは、武力攻撃を受けた外国を守るため、自国の軍隊を海外に派遣し、武力攻撃をしかけた国と戦うことである。日本が「集団的自衛権」を行使できるようになれば、自衛隊は、海外で戦争をする軍隊になってしまう。 本市における自衛隊員やその家族を守るためにも、国に対して反対の声を上げるべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	川内原発再稼働について	<p>1 福島第一原発事故から3年が経過したが、事故は収束するどころか放射能汚染水漏れなどますます深刻化し、事故による被害もいまだに拡大している。政府は、そうした中で全国のとまっている原発の再稼働の突破口として、川内原発をいち早く再稼働させようとしているが、福井地方裁判所は大飯原発差し止めを言い渡した。この判決について市長の見解を</p> <p>2 政府の地震調査委員会は、九電による活断層評価がひどいものであると批判し、活断層評価を大幅に見直した。地震のエネルギーは当初の想定より11倍も大きくなったが、耐震工事もしないで再稼働をしようとしている。このことをどのように考えるか</p> <p>3 川内原発の160キロ圏内には、気象庁が特に活動</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>度が高い火山だと指定した桜島、薩摩硫黄島、雲仙岳、阿蘇山、新燃岳が存在している。このことをどのように考えるか</p> <p>4 大事故が起きたときの避難計画だが、川内原発の30キロ圏内には、約23万人の住民が暮らしている。本市は、南九州市、鹿児島市、指宿市とともに、いちき串木野市の住民3,532人の避難地域に指定されているが、受け入れ計画はどのようになっているのか</p> <p>5 川内原発がストップしてから3年、2013年の猛暑の夏も乗り切り、ことしの冬も、政府・電力会社は電力の消費に何の規制もしませんでした。電力は十分足りているのに再稼働を急ぐことについて、どのように考えるか</p> <p>6 原発依存から自然エネルギーへの転換に関し、鹿児島県には、九州最大、全国屈指の自然エネルギーがある。県内各地の市町村でも豊かな自然エネルギーを地域産業の柱に据える取り組みが広がっている。このことをどのように考えるか</p> <p>7 鹿児島県の未来を、市民の安全を真剣に考えるなら、川内原発の再稼働は中止すべきと伊藤県知事に申し入れをすべきと考えるが、市長の見解を</p>	
	<p>犬牟田墓地のトイレについて</p>	<p>1 犬牟田墓地は早朝から、車や自転車、また花を手に歩いて墓参りをする人の姿を見かける。利用者の方からトイレを洋式にしてほしいという要望がある。みんなが安心して墓参りができるように改善できないか</p> <p>2 市営墓地のトイレ設置と、和式と洋式の設置状況は</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	総合運動場の管理について	1 一日中雨が降ると翌日晴天にもかかわらず、トラックをはじめ、西側の野球ができる通称Aコート及びDコートがぬかって、靴が沈んで歩くこともできないような状況だというのが、管理はどのようになっているのか	市 長 副市長 課 長
③禰占 通男	高齢者対策について	<p>1 「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」の待機者現況は、どうなっているのか</p> <p>2 待機者は、どこで待機しているのか</p> <p>3 平成24年度に介護老人福祉施設、介護老人保健施設をそれぞれ20床ずつ増床し、25年度から利用が始まる計画はどうなったのか</p> <p>4 介護施設などへの入所時、「身元保証人」を必要条件としているようであるが、本市の実情はどうなのか</p> <p>5 2006年度に導入した重症患者向け「7対1病床」は、今後どのようになるのか</p> <p>6 入院が90日を超すと入院費が下げられるが、2014年10月から難病患者の特典の廃止で患者を退院させようとしむけているが、今後どのようになるのか</p> <p>7 2014年4月「定期巡回・随時対応型介護看護」が始まったが、本市の取り組みはどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	(地域包括ケ	1 要支援者向け介護保険サービスの市町村への移管	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>アシシステム) 「介護、医療、予防、生活支援、住まい」のサービス提供について</p>	<p>について、2015年度から3年間で移管する方針を示しているが、本市は対応できるのか（取り組む原因は何か）</p> <p>2 要支援者も利用可能な「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入し、介護保険にかわってサービスを提供している自治体は、認定申請も減り、認定率は低下したと話す。本市の認定申請の状況は、どう推移するのか（予測可能か。また、内容・メニューは何をすればいいのか）</p> <p>3 厚生省の方針は、予防給付の伸び率に上限を設定し、ボランティアやNPOの活用を求めて現状のサービスを維持する考えのようであるが、可能なのか。 もともになるボランティアの養成はどのようになされるのか。（養成講座） だれがボランティアになるのか</p> <p>4 認知症の支援について</p> <p>5 予防対象者の把握について</p>	副市長 課 長

平成26年第5回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第47号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、予算総額を98億5,390万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.6%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、消防署庁舎耐震補強事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、天体・ソーラー科学館施設整備事業などである。
- ・ 補正財源については、県支出金2,919万1,000円、諸収入1,237万6,000円、財産収入761万3,000円、繰越金653万3,000円、寄附金407万8,000円、繰入金64万2,000円、市債50万円、使用料及び手数料6万7,000円の増で措置した。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、地域人づくり事業が創設され、今回、7事業を計画して実施するものであり、事業実施期間はいずれも平成27年3月までを予定している。

地域人づくり事業の趣旨は、地域経済を活性化するため、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」によって、若者や女性及び高齢者の潜在能力を引き出し雇用拡大可能な環境整備を行うとともに、賃金上昇等の処遇改善の取り組みを推進するものであり、雇用拡大プロセスと処遇改善プロセスの2つのプロセスが設けられている。

- ・ 魚屋職人育成事業は、雇用拡大プロセスであり、お魚センターの鮮魚部を含め、市内の魚屋さんにおいて高齢化が進み、技術を持った就業者の確保に苦慮している状況にあるため、お魚センターにおいて無業者を有期雇用契約で雇入れ、企業内や企業外での実地研修や業務従事による人材育成を行うことで能力を高め、正規雇用につなげていくものである。新規雇用者は1名で、委託先は枕崎お魚センターを予定している。
- ・ 南薩地域の地場産品普及拡大人材育成事業は、雇用拡大プロセスであり、近年の健康志向により、和食食材の需要増加が予想される中で、本市を中心とする南薩地域の地場産品を強力に発信するとともに、販路及び普及啓発を行い地場産品の需要増を図る必要があるため、特産品販売の関係機関等と連携して普及拡大の企画立案を行い、新たな販路開拓を行う人材を有期雇用契約にて雇い入れて育成して、研修受講や業務従事により能力を高め、正規雇用につなげていくものである。新規雇用者は1名で、委託先は公益財団法人南薩地域地場産業振興センターを予定している。
- ・ 観光を通じたまちづくりに寄与できる人材の育成事業は、雇用拡大プロセスであり、交流人口の拡大を図るため、民間と一体になった取り組みが求められており、地域の取りまとめ役となる人材の発掘及び育成が急務であるため、企業内や企業外において技術研修を受け、観光によるまちづくりの中核を担える人材を育成するものである。新規雇用者は1名で、委託先は枕崎市観光協会を予定している。
- ・ 地域支援サービスの充実を図るためのコーディネーター育成事業は、シルバー人材センターが、今年度から開始した家事支援を初めとした地域支援サービスであるワンコインサービスを普及促進するために、同センターに配置するコーディネーターを育成し、事業の調整や普及等を行わせようとするものである。委託先は公益社団法人枕崎市シルバー人材センターで、雇用予定者は新規雇用1名となっている。
- ・ 健康プロジェクト指導者人材育成事業は、本市の健康づくりを推進するために、市民一人一人が、みずからの意思で生活習慣の行動変容を遂げるように支援する専門の知識・技術を有す

る指導者の確保が重要かつ喫緊の課題となっており、健康づくりのために必要な研修の受講や、健康づくり関係団体との業務実習等を通して、健康づくりに精通した人材育成を図るものである。委託先はNPO法人LCLで、事業で雇用する労働者は2名、うち1名が新規雇用となっている。

- ・ スポーツクラブマネージャー育成及び生涯スポーツの推進事業は、本市きばらん海スポーツクラブの自立支援をするために、クラブ運営にかかわるマネージャーを雇用し、育成していくものであり、生涯スポーツに精通した人材育成を図るとともに、生涯スポーツを普及しながら、無業者を有期雇用契約にて雇い入れ、研修の受講や業務の従事による人材育成により能力を高め、正規雇用につなげるものである。雇用予定者は1名となっている。
- ・ 地域の安心・安全力向上事業は、処遇改善プロセスであり、市内の事業者で専門的に十分な訓練を積んだ警備資格を有する企業がないということで、地域の安心・安全力を向上するために、市内の民間事業者の社員に十分な訓練を積んだ警備資格を取得してもらい、安心・安全力の向上に資するリーダーを養成するという事業であり、資格の取得により、警備・保安業務の新規の事業も展開してもらおうとともに、社員の処遇改善にも資したいという考え方である。委託先は南薩エアポートで、施設警備特別講習及び航空保安教育訓練インストラクター講習に、それぞれ1名ずつを参加させて、資格取得をさせる予定である。
また、社員の警備資格取得後は、警備業務の事業展開の可能性も持ちたいという意向だということである。
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の地域人づくり事業において、南薩エアポートに委託予定である地域の安心・安全力向上事業については、既雇用の社員の資格取得という事業分類となっており、それ以外の事業で雇用する人材は、ハローワークを通じて募集をすることになる。
- ・ 雇用した場合の身分的なものは、研修生ということになるが、正規雇用につなげていくということも何カ所もあり、技術を習得し次第、そのままその法人で継続雇用していくということである。
- ・ 商店街空き地空き店舗事業補助は、当初予算に計上した24年度開始分の2事業所の家賃補助と、25年度末に申請のあった1事業所の家賃補助30万円、26年度で新たに申請のあった1事業所の改装費、家賃補助80万円、さらに、近く申請したい旨事業協議のあった1事業所の改装費、家賃補助77万円を加えて220万円で、当初予算と差し引いた101万円の補正を行っている。
- ・ 商店街の活性化対策については、平成24年度の途中から平成28年の3月まで、がんばる商店街づくり事業補助など、活性化に向けて取り組んでいるところであるが、補助額や内容等については、今後必要に応じて検討を加えたい。
- ・ 天体・ソーラー科学館施設整備事業に関し、天体広場の整備の場所は、旧空港ターミナルの屋上への設置も考慮したが、重量など構造上の問題もあり、高さ制限の関係で相手側から買い取りを求められて購入した土地に設置する予定である。また、天文台の設置については、天文台自体は南薩エアポートの事業であり、設計等は、南薩エアポートが進めている。
- ・ 消防庁舎については、移設改築ということではなく、現施設を使っていくという方向で考えている。
- ・ 消防施設については、消防車両などは過疎債の対象となるが、庁舎については、対象とはなっていない。市町村の要望としては、消防庁舎の整備等も含めてというような要望はあるが、現段階では、庁舎を除き対象とするという扱いとなっている。
- ・ 財産収入に関し、不動産売却収入は、立神本町のマルハニチロの南側の公売地の土地を法人に760万円で売却したもので、使用目的は車庫に使いたいということで聞いている。また、別府地区の法定外公共物の道を、隣接地所有者に1万3,000円で売却したものである。

- ・ 指定寄附金の総務管理費寄附金は、メガソーラーに係る貸付地の周りを管理する道路の一部舗装がされておらず、雨が降るたびに土砂が流出している状況があるということで、Kクリーンエナジーから、貸付地の周りの道路整備もしっかりして、貸付地の周りも管理していただきたいということで寄附をいただいたものである。
- ・ 水産多面的機能発揮対策支援事業の指定寄附金の減額については、平成25年度から水産多面的機能発揮対策事業として事業が拡充され、漂流漂着物廃棄物処理と教育啓発の場の提供を加えて実施しており、平成25年度は当初事業費574万1,000円で活動を行う計画であったが、新たな制度に移行するために、事務処理等に少々時間を要したことで、事業開始が遅れたことにより、事業実績が421万6,000円となり、計画と実績の差額のうち、漁協寄附金を含む市負担分76万2,000円が市へ返還されたことにより、26年度の事業に充てる漁協からの26年度の指定寄附金が55万7,000円減額になったものである。
- ・ コンカツプロジェクトは、友好都市の稚内と新たな交流事業として、平成25年12月24日に市内8団体で設立し、また、出雲市の協力も得て、幅広いつながりを持った取り組みを行うとして、本年5月7日に協議会が設立、全体総会がなされたところであり、負担金については、その事業に伴う運営負担金として計上してある。事業内容は、コンカツ料理の開発を初め、情報発信、啓発、のぼり・横断幕作成、あるいは婚活イベント開催、稚内市と共同による東京都庁での観光PR物産等である。
- ・ コンカツプロジェクト協議会は、観光という目的もあるし、人と人、まちとまちを結ぶというような連携の上に、もって地域の活性化を図る目的がある。人と人との婚活は、公共団体が実際に手を入れてやるべきなのかとかというような論議も過去からあったが、最近ではJ Cの方が、あるいは、ほかの団体の方が鹿児島から来てというような事業も展開されている中で、民間でできるところは、やはり民間でしていただく、そういう気運を盛り上げていただくというのが一番大事なことだと思う。行政としてできるものがあるのかどうなのかを見きわめながら対応はしていかなければならないと思う。

○委員からの意見・要望

- ・ コンカツ事業については、本市内にも独身男性、独身女性がたくさんいるので、地元での出会いの場を設ける事業に優先して予算を組んでもらいたい。
- ・ 少子化や人口減少への対策としても、結婚の相談業務ができるような事業も模索して取り組み、コンカツ事業を広げていってもらいたい。

◎議案第48号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、予算総額を44億7,374万9,000円にしようとするもので、当初予算より6.3%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、特定健診診査等事業費の増額と介護給付費・地域支援事業支援納付金の減額である。
- ・ 補正財源については、国庫支出金9万9,000円、県支出金9万9,000円、諸収入50万3,000円の増と前期高齢者交付金43万円の減で措置した。
- ・ 前期高齢者の交付金の減については、平成26年4月1日付で社会保険診療報酬等支払基金から示された決定額10億4,278万2,287円が当初予算額10億4,321万2,000円を42万9,713円下回ったため、今回計上したところであり、減額の主な理由は、概算分において調整対象基準額が46万9,702円増加したことと、概算交付額が40万7,941円減少したことなどによるものである。調整対象基準額とは、前期高齢者加入率が全国平均並みとした場合の給付費額であって、

保険者が負担しなければならない金額ということで、この算定額から差し引かれるものである。

◎議案第55号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、5月に実施された税務調査において、源泉所得税の税額算出の誤り等が指摘され、加算税等の納付の必要が生じたことに伴い、収益的支出において医業外費用を420万8,000円増額しようとするもので、補正後の収支は総収益5億4,510万8,000円に対し、総費用6億9,840万2,000円となり、1億5,329万4,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 5月19日から5日間、源泉所得税担当の特別調査官が調査に入ったが、公立病院の源泉徴収に関する調査というものが他府県でも入っているということであり、このような調査が全国的にされているのではないかと考えている。
- ・ 県内で調査が入ったのは、現在のところ本市市立病院のみであるが、あくまでも税務事務に対する調査をしたいということであったので、摘発のために入ったというような認識は持っていない。
- ・ 税務調査での指摘事項について、税額表適用錯誤については、源泉所得税算出時の税額表の適用において、甲欄、乙欄を適用する場合があります、非常勤医の場合は、一律10%課税というかたちで源泉をしていたが、税額表の月額表乙欄を適用すべきであるというような指摘を受けた。
- ・ 年に2回ほど病院の経営状況についての審議をお願いしている経営評価委員に対しては、一律3%課税というかたちでしていたが、月額表の乙欄を適用しなさいということで更正がされた。
- ・ 追徴となった主な事由の中で、税額表適用錯誤については、各年度、医師、病院職員ともに確定申告もしくは年末調整をしているので年税額は変わっていない。つまり、既に精算は終わっている。ただ、税務署から指摘を受けたのは、給付された翌月に正しい税金が納められているかどうかということであるので、個人の方々については、益を受けたということではない。
- ・ 宿日直手当非課税扱い錯誤については、1日につき4,200円の全額を非課税というかたちで事務処理をしていたが、税務署から4,000円しか非課税対象にはならない、つまり200円分が課税の対象になっている部分が漏れていると指摘を受けた。
- ・ 医師宿舎家賃相当額課税錯誤については、平成25年の3月に医師宿舎が新しくなったということで新たな管理規程を定めたが、その中で使用料については無料とするという規定を設けていた。医師の確保ということである程度の優遇措置として行ってきたが、ただ、税法上そのような部分については、医師の場合は経済的利益を受けたことになるということで、その家賃相当額については課税対象とするということだった。
- ・ 保険料控除等の錯誤については、寡婦控除が住民税については修正がなされていたようであるが、源泉徴収義務者への届け出がなかったということで、その部分が誤っていた。さらに、地震保険料と通常の損害保険料等が二重計上されている部分があったので、地震保険料の部分を除くというような指摘を受けた。
- ・ 各年度で年税額というのが確定し、それについては、還付または追徴がなされていることを税務署には話をしたが、税法上は、その翌月の10日までに源泉徴収義務者は納付しなければならない義務があるため、不足分の差額について事務処理上延滞されたというかたちになり、その部分について延滞税、加算税がついたということである。
- ・ 源泉徴収義務者としてのこれまでのやり方については、正しいとの認識でやっていたもので、決して過少申告というようなことではないが、今回、総体的にすべての指摘を受けた部分については是正を行っていく。

- ・ 責任の問題については、一通りの税務署とのやりとり、実施事務手続、そういうものが終了してから、改めて病院事業管理者とは協議をするという申し入れをしてある。

税務署から確定的な数値というものがまだ示されておらず、あくまでも概算で示された部分であるが、追徴分の納付の時期は6月末で、加算税、延滞税等については7月中に通知が来るのではないかと思っている。また、指摘を受けた事務手続については、早急に改善していかなければならないので、そういうものめどをつけないと処分についてもなかなか進めないと思っている。それが終わった段階ですべての手続等を終了して、処分の関係についても具体的な協議をするということで考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 今回のことは極めて重大なことだと受けとめている。何が原因だったのかということは、しっかりと市民に明らかにしていただきたい。
- ・ こういう事態は起こり得る可能性もあるわけなので、行政としてもやはり研修等を受け、点検や確認をしていくことも必要ではないか。今後見直しをされたい。
- ・ 新聞報道もされ、いろんな部分に波紋を広げていく問題である。お互いの職員の資質を高めること、それと職員同士の相互牽制によってこういうことがないようにすることが必要だろうと思う。このことによって受けた不利益、一番大きくあるのは枕崎全体の名声の不利益である。そのことを勘案し、きちっとした新しく生まれ変わる市立病院であってほしいと思う。そのためには、きちっとこの処置を間違いのないように図っていただきたい。
- ・ 今回の問題は、市長の責任も問われてくるのではないか。事の成り行きを市民にきちっと報告し、責任問題など市長がきちっとした態度で示していただきたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立石幸徳

枕崎市議会議員 俵積田義信

枕崎市議会議員 吉嶺周作